

那 霸 市 公 報

第 1 5 0 0 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 告 示

- 都市景観資源の指定について (都市計画課) 3
- 土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について (資産税課) 4
- 那覇市保育所保育料等の集金代行業務委託について (こどもみらい課) 5
- 平成 21 年度那覇市一般廃棄物処理手数料の徴収事務委託について (環境政策課) 5
- 平成 21 年度一般廃棄物処理実施計画について (環境政策課) 6
- 那覇市首里金城村屋^{かなぐしくむらや}の指定管理者の指定について (都市計画課) 14
- 那覇市営住宅使用料等徴収業務委託について (市営住宅室) 15
- 那覇市営住宅使用料等集金代行業務委託について (市営住宅室) 15
- 平成 20 年度那覇市一般会計補正予算 (第 5 号) (財政課) 16
- 平成 20 年度那覇市一般会計補正予算 (第 6 号) (財政課) 21
- 平成 20 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 3 号) (区画整理課) 24
- 平成 20 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号) (国保・後期高齢医療課) 25
- 平成 20 年度那覇市老人保健特別会計補正予算 (第 3 号) (国保・後期高齢医療課) 27
- 平成 20 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算 (第 3 号) (市街地整備課) 28
- 平成 20 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) (ちゃーがんじゅう課) 29

○平成 20 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号) (ちゃーがんじゅう課)	30
○平成 20 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) (国保・後期高齢医療課)	31
○平成 21 年度那覇市一般会計予算 (財政課)	32
○平成 21 年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算 (区画整理課)	40
○平成 21 年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算 (国保・後期高齢医療課)	43
○平成 21 年度那覇市老人保健特別会計予算 (国保・後期高齢医療課)	45
○平成 21 年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算 (市街地整備課)	46
○平成 21 年度那覇市介護保険事業特別会計予算 (ちゃーがんじゅう課)	48
○平成 21 年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算 (国保・後期高齢医療課)	50

◇ 公 告

○那覇広域都市計画道路事業の事業認可に係る縦覧について (道路建設課) ...	51
○那覇広域都市計画事業小禄南土地区画整理事業の事業計画変更について (区画整理課)	52
○都市計画の図書の写しの縦覧について (都市計画課)	53
○一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定に関する事項の縦覧について (建築指導課)	53

◇ 上下水道局告示

○平成 2 0 年度那覇市水道事業会計補正予算 (第 1 号)	54
○平成 2 0 年度那覇市下水道事業会計補正予算 (第 3 号)	56
○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について	57
○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について	58
○那覇市排水設備指定工事店の異動について	58

◇教育委員会規則

- 那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則…………… 60
- 那覇市立壺屋焼物博物館の管理運営に関する規則…………… 67

◇教育委員会教育長訓令

- 那覇市教育委員会局議規程及び那覇市教育委員会課長連絡会規程の一部を改正する訓令…………… 70
- 那覇市立学校文書取扱規程…………… 72
- 那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令…………… 81

告 示

那覇市告示第 1 7 6 号
平成 2 1 年 3 月 4 日
掲 示 済

都市景観資源の指定について

那覇市都市景観条例第 2 6 条第 1 項の規程の基づき下記の物件を都市景観資源に指定したので、同条第 3 項の規程に基づき告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

NO	名 称	所 在 地	所有者	備 考
28	曙公園ビルマネムの木	那覇市曙2丁目16番3	那覇市	曙公園
29	國場のトックリキワタ	那覇市字国場182番地4	那覇市	市道国場東線
30	大石森公園の大石	那覇市識名1丁目1046番地	那覇市	大石公園
31	田原公園のウワーフル	那覇市田原3丁目4番地1	那覇市	田原公園
32	壺屋小学校のセンダンの木	那覇市牧志3丁目302番地1	那覇市	壺屋小学校
33	識名霊園の樹木群	那覇市識名2丁目448番地	那覇市	識名霊園
34	松山公園のガジュマル	那覇市松山1丁目17番地13	那覇市	松山公園
35	市道泉崎楚辺線の並木	那覇市字楚辺278番地3	那覇市	市道泉崎楚辺線
36	安岡ガジュマル公園のガジュマル	那覇市銘苅3丁目5番地1	那覇市	安岡ガジュマル公園
37	崇元寺公園のガジュマル	那覇市泊1丁目9番地1	那覇市	崇元寺公園
38	首里金城の大アカギ	那覇市首里金城町3丁目20番地	那覇市	金城公園
39	銘苅墓跡群周辺地域	那覇市銘苅2丁目3番地6	那覇市	
40	伊是名殿内の墓	那覇市銘苅2丁目10番地1	那覇市	新都心公園

※番号については、前回からの連番となっています。(前回までに27件を指定)

那覇市告示第179号

平成21年3月6日

掲 示 済

土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条の規定により、平成21年度の土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿を、次のとおり納税者の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 縦覧期間 平成21年4月1日(水)から
平成21年6月1日(月)まで
(土曜・日曜日及び休日を除く)
- 2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
(昼食時間を除く)
- 3 縦覧場所 企画財務部 資産税課(本庁2階)

那 覇 市 告 示 第 1 号

平成21年4月1日

那覇市保育所保育料等の集金代行業務委託について

児童福祉法第56条第4項並びに那覇市会計規則第34条第1項及び第2項の規定により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 委託業者 那覇市西1丁目19番7号
株式会社沖縄債権回収サービス
代表取締役 平良 孝夫
- 2 委託期間 自平成21年4月1日
至平成22年3月31日

那 覇 市 告 示 第 2 号

平成21年4月1日

平成21年度那覇市一般廃棄物処理手数料の徴収事務委託について

地方自治法施行令第158条第2項及び那覇市会計規則第34条第2項により平成21年度那覇市一般廃棄物処理手数料徴収指定店を次の通り告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	所在地・電話番号
沖縄日野出株式会社 代表取締役 平良盛也	西原町字東崎4番地の14 電 話 945-5115

株式会社 みつわ産業 代表取締役社長 與那嶺吉也	那覇市識名 1 1 6 9 電 話 8 3 4 - 1 4 1 4
株式会社 ジーマックス 代表取締役 儀間良章	浦添市西洲 2 丁目 3 番地 2 電 話 8 7 5 - 3 7 7 7
有限会社 上原清吉商会 代表取締役 上原清吉	糸満市字潮平 7 4 9 番地 電 話 9 9 4 - 3 9 5 1
有限会社 大初 代表取締役 松長朋子	那覇市松尾 2 丁目 1 9 番 7 号 電 話 8 6 3 - 2 7 7 3
有限会社 オキカミ 代表取締役 山城宗一	那覇市上間 4 2 5 番地 電 話 8 3 3 - 1 9 0 1
株式会社 タカダ 代表取締役 高田恵喜	浦添市西洲 2 丁目 7 番地 3 電 話 8 7 5 - 3 1 2 1
株式会社 ㊤ 湧川商会 代表取締役社長 湧川泰富	浦添市西洲 2 丁目 8 番地 4 電 話 8 7 5 - 3 0 0 1

那 覇 市 告 示 第 3 号

平成 2 1 年 4 月 1 日

平成 21 年度一般廃棄物処理実施計画について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定に基づき、平成 21 年度一般廃棄物処理実施計画を次のように定めたので、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例(平成5年那覇市条例第15号)第18条第2項の規定により告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 21 年度一般廃棄物処理実施計画

- 1 処理区域
那覇市全域
- 2 処理する一般廃棄物
ごみ、し尿及び浄化槽汚泥(那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第2条第3号に規定する適正処理困難一般廃棄物は除く)
- 3 一般廃棄物見込み処理量 ごみ 97,181t、し尿及び浄化槽汚泥 6,321kl
※集団・拠点回収は見込み処理量合計から除く。

単位：ごみ(t)、し尿及び浄化槽汚泥(kl)

一般廃棄物の種類	系 統	性状 (種類)	収集主体	処理方法	処理量 (内訳)
ご み	家庭系 一般廃棄物	燃やすごみ	直営	焼 却	11,500
			委託業者		31,167
			許可業者		7,804
			自己搬入		228
		燃やさないごみ (有害・危険ごみ・その他含む)	直営	破碎選別後焼却 (廃蛍光管は除く)	392
			委託業者		901
			許可業者		248
			自己搬入		26
		粗大ごみ	直営	破碎選別後焼却	129
			委託業者		333
			自己搬入		433
		資源化物	直営	市長の指定する 施設へ搬入	2,407
			委託業者		5,205
			許可業者		392
			自己搬入		1
		事業系 一般廃棄物	燃やすごみ	許可業者	焼 却
	自己搬入			247	
	燃やさないごみ 粗大ごみ		許可業者	破碎選別後焼却	209
			自己搬入		47
	資源化物		許可業者	市長の指定する 施設へ搬入	1690
自己搬入			498		
直接資源化 その他	資源化物 (缶、びん)	拠点回収	廃棄物再生事業者へ搬入	51	
	資源化物(紙)	集団回収	廃棄物再生事業者へ搬入	662	
し尿及び浄化槽汚泥	—	—	許可業者	市長の指定する 施設へ搬入	6,321

4 ごみ減量・資源化計画

- ① 4R (リフューズ・不必要なものは断る、リデュース・減量する、リユース・再利用する、リサイクル・再資源化する) を基本理念に各種啓発事業を推進し、ごみの発生抑制と資源化を図る。
- ② 市が収集する家庭系のうち、燃やすごみ及び燃やさないごみは指定のごみ袋に入れて、粗大ごみは粗大ごみ処理券を貼って排出する方法により、ごみの発生抑制と分別の徹底を図る。
- ③ ごみステーションの門口及び分散化 (数世帯グループ単位で排出場所指定) 等を推進し、不法投棄の防止と分別の徹底を図る。
- ④ 紙、缶、びん、布、ペットボトル及び草木は、分別収集の徹底、集団回収・拠点回収事業等により資源化を図る。

- ⑤ 家庭用生ごみ処理機器購入助成により、生ごみの減量・資源化を図る。
- ⑥ トレーなどは、店頭回収しているスーパー等の意向を確認しつつ、回収拠点をPRし、事業者による資源化を促進する。
- ⑦ 事業系ごみについては、事業者の自己処理責任に基づき、減量・資源化の指導を徹底し、ごみの減量・資源化を図る。
- ⑧ 事業系古紙については、オフィス古紙（機密文書含む）等の資源化を推進する。資源化可能な紙は、那覇・南風原クリーンセンターへの搬入を禁止する。
- ⑨ ごみ搬入時検査を実施し、分別されていないごみの搬入防止と分別指導の徹底を図る。
- ⑩ 大規模事業所等を対象にごみ減量化計画の策定指導を強化し、事業所の自主的なごみ減量・資源化を図る。

5 ごみの分別排出及び収集

(1) ごみの分別について

種 別	例	示
燃やすごみ	生ごみ、布きれ、紙くず、プラスチック、ゴム・皮革製品等	
燃やさないごみ	金属類、陶磁器、ガラス類、小型電気製品等	
粗大ごみ	家具類、寝具類、板切れ、金属・プラスチック類、ガスコンロ、資源化できない大きさの木・幹等	
資源化物	缶、びん、ペットボトル、紙、布、草木	
有害・危険ごみ、その他	蛍光管、割れガラス、カミソリ・カッター・刃物類等・乾電池	

(2) 家庭系ごみ

- ① 家庭ごみは直営と委託業者により、市長の指示する方法に従い市長が決定した所定の場所から収集する。所定の場所についてはクリーン推進課で縦覧に供する。
- ② ごみは、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、缶、びん、ペットボトル、紙、布、草木、有害ごみ、危険及びその他ごみに分別して排出する。
 - ・ 収集するごみの種類及び収集日等は別表のとおりとする。
 - ・ 粗大ごみは電話申込により収集日を指定する。
- ③ 引っ越し等により多量に排出されるごみ及び空き地の清掃に伴うごみは、排出者自ら、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定する一般廃棄物収集運搬業者により、処理施設に搬入しなければならない。

(3) 事業系ごみ

- ① 事業活動に伴って生じる一般廃棄物は、事業者自ら処理するか若しくは一般廃棄物収集運搬業者に依頼して処理しなければならない。
- ② 事業系ごみは、燃やすごみ、燃やさないごみ、缶、びん（無色、茶色、その他）、ペットボトル、紙及び草木の種類に分別して排出する。
- ③ 缶、びん、ペットボトル、紙及び草木の搬入は、市長の指示によるものとする。
- ④ 事業活動に伴い発生する草木は、那覇・南風原クリーンセンターへの搬入を禁止する。その草木の処理方法については、自ら処理するか、又は法第 7 条第 1 項及び第 6 項に規定する一般廃棄物処理業者へ委託しなければならない

ない。

6 一般廃棄物（ごみ）の処理体制

(1) 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業者

法第7条第5項第2号の一般廃棄物処理計画に適合するものとして、那覇市一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可要綱（平成9年3月27日保健衛生部長決裁）に基づいて、市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者は、次のとおりである。

① 個人 43人

許可番号	氏名	所在地	許可番号	氏名	所在地
3	栗國 重徳	那覇市首里末吉町 3-93-7	35	伊佐 眞助	那覇市首里石嶺町 4-365-2
5	祖平 憲一	那覇市字栄原 557-9	37	比嘉 貫一	那覇市首里石嶺町 2-48-3
6	伊佐 常福	浦添市宮城 5-8-1	38	村吉 常忠	浦添市勢理客 3-2-27
7	大城 保	那覇市港町 2-2-3	39	宮城 康雄	南城市大里字大里 1770-1
9	佐久川 政則	那覇市首里山川町 2-107	40	根間 朝一	那覇市古島 1-7-31
10	新垣 直美	那覇市首里末吉町 4-5-1	41	宮里 竹信	那覇市字真地 270
11	上原 弘和	那覇市宮城 1-4-16	43	棚原 敏彦	豊見城市字座安 301
14	根間 正吉	浦添市大平 1-22-13	46	上原 勝	那覇市高良 2-15-58
16	伊野波 盛堅	南風原町字宮平 426-12	47	新里 順政	南城市大里字大里 1624
17	上原 栄喜	浦添市西原 6-15-1	48	大城 勝	南城市大里字仲間 7-23
18	瑞慶覧 克明	浦添市字経塚 811-7	49	根間 正明	那覇市字真嘉比 350-1
19	松原 秀明	那覇市字松川 524-1	51	川上 博敏	浦添市当山 2-32-22
20	栗國 恒男	浦添市字経塚 811-60	53	吉浜 克実	那覇市松川 2-11-15
21	根間 喜代美	浦添市伊祖 1-22-3	54	前門 精和	那覇市松川 1-12-27
22	玉城 宏	南城市大里字高平 131-18	55	普天間 俊幸	南城市大里字高平 722-5
23	城間 幸子	那覇市字真嘉比 169	60	上田 長廣	浦添市西原 4-5-1
24	嘉陽 勝次	那覇市首里石嶺町 4-411	61	安元 キクエ	浦添市字経塚 811-51

25	平良 義勝	西原町字池田 371-22	62	平良 夏毅	豊見城市字金良 12
26	玉城 正徳	南城市大里字大里 807	63	銘苺 茂信	南城市大里字古堅 1011-3
27	花城 利彦	南風原町字山川 449	64	福里 正吉	那覇市首里石嶺町 2-65
28	兼浜 康喜	那覇市字国場 254 番地 1	65	金城 盛隆	浦添市伊祖 3-9-18
32	伊良波 哲	宜野湾市普天間 2-22-2			

② 法人 13 社

許可番号	会 社 名	代表者名	所 在 地
1	(有)宮國清掃	宮國 喜効	浦添市字前田 862-212
2	(有)丸元清掃	親泊 小百合	南城市大里字稲嶺 1459 番地 1
8	(有)タイラ衛生社	平良 博一	豊見城市字金良 28
31	(有)三友	崎濱 秀範	那覇市繁多川 4-15-20
33	(有)那覇相互清掃	梅本 祐司	那覇市字国場 1171 番地の 1
34	(有)丸友産業	友利 俊雄	那覇市字仲井真 321-4
50	(資)共栄環境	下田 美智代	那覇市首里石嶺町 2-30
56	吉浜エコサービス (株)	吉浜 俊一	那覇市首里末吉町 4-1-6
58	(有)那覇環境サービス	伊計 盛領	那覇市泊 3-1-17
59	(資)沖縄公衆衛生	城間 久美子	那覇市松山 2-25-16
66	(有)都市清掃社	石川 吉雄	那覇市首里石嶺町 2-167-12
67	(資)協和	照喜名 悟	那覇市長田 1-15-18
68	友平衛生社(有)	友利 久雄	那覇市字仲井真 294-3

③ 特定許可 1 人 (特殊ごみ:産汚物等)

許可番号	氏 名	所 在 地
103	平良 博一	豊見城市字金良 28

④ 特定許可 1 人、5 社 (自衛隊基地から排出される草木限定)

許可番号	会社名または氏名	代表者名	所 在 地
105	(有)環境クリーン開発	金城 繁治	那覇市字真地 273
106	(株)国際重機	金城 忍	那覇市字安謝 653
107	昭和技研(有)	松岡 啓	浦添市安波茶 2-5-7
109	宮城 俊三		那覇市上間 579-1(グリーンエコ ロジーサービス)
110	(有)とみしろ建材	知念 直志	豊見城市字高安 558-8
111	(有)吉田開発	吉田 健英	那覇市東町 7-5

⑤ 特定許可 4人、1社 (生ごみ限定)

許可番号	会社名または氏名	代表者名	所 在 地
121	諸見里 眞弘		八重瀬町字長毛 345
122	(資)オキスイ	宮城 明美	沖縄市知花 6-23-7
123	外當 佳子		うるま市勝連平安名 541
124	仲本 賢正		中城村字奥間 971-3
125	田里 崇和		豊見城市字伊良部 628-2

7 中間処理施設

(1) 焼却施設の概要 (那覇市・南風原町環境施設組合の施設)

施設名	那覇・南風原クリーンセンター
所在地	南風原町字新川 650 番地
炉形式	全連続燃焼式ストーカ炉 (廃熱ボイラ付) + 電気式灰溶融炉 + 破砕選別設備
焼却能力	450 トン/日 (150 トン/24H × 3 炉)
灰溶融炉	52 トン/日 (26 トン/日 × 2 炉)
破砕選別設備	39 トン/5H (そごみ 6 トン/5H、不燃ごみ 33 トン/5H)
発電容量	8,000Kw

(2) 資源化施設の概要

施設名	那覇市リサイクルプラザ
所在地	南風原町字新川 641 番地
主要設備	破袋機、磁選機、プレス機、圧縮梱包機等
処理能力	50t/日 (10t × 5H)

8 一般廃棄物最終処分場

(那覇市・南風原町環境施設組合の施設)

施設名	那覇エコアイランド
埋立面積	27,000 m ²
埋立容量	107,000 m ³
水処理施設処理能力	90 m ³ /日
廃棄物埋立期間	平成 19 年度～平成 28 年度 (概ね 10 年)
廃棄物埋立護岸構造	傾斜捨石式護岸、二重遮水シート、地盤改良

9 し尿・浄化槽汚泥の処理

(1) 処理体制

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づき、市長が許可した一般廃棄物 (し尿、浄化槽汚泥) 収集運搬業者及び浄化槽法第 35 条第 1 項の規定に基づき、市長が許可した浄化槽清掃業者により、収集運搬を行い、那覇市し尿等下水道放流施設において陸上処理を行う。

① 一般廃棄物（し尿）収集運搬業者

許可番号	名 称	代 表 者	所 在 地
12	(有)中央環境サービス公社	知念 正敏	那覇市曙 2-20-11

② 浄化槽清掃業者及び一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業者

許可番号	名 称	代 表 者	所 在 地
2	那覇衛生管理サービス	大城 秀吉	那覇市与儀 2-4-7
3	那覇衛生設備工業	仲里 猛	南風原町字津嘉山 1605-2
6	(有)あかつき衛生	新垣 正和	那覇市字仲井真 205-3
7	大西衛生	仲間 千吉	西原町字小那覇 83
8	(有)丸十衛生設備	大城 昌永	南風原町字津嘉山 675
9	アサヒ浄化槽清掃社	富本 祐昌	南城市大里字仲間 1024-6
10	(有)トップ環境	上間 克千代	西原町字小那覇 1191-1
12	(有)中央環境サービス公社	知念 正敏	那覇市曙 2-20-11

10 那覇市し尿等下水道放流施設

所在地	浦添市伊奈武瀬 1 丁目 5 番 11 号
面積	2,249 m ²
処理能力	24kl/日（し尿 10kl、浄化槽汚泥 14kl）

11 細目について

市民に配布する「家庭ごみの正しい分け方・出し方」、事業所に配付する「事業系ごみの分け方・出し方」、その他チラシ、リーフレット等に記載する細目は、この告示に基づくものとみなす。

別 表(地域別ごみ収集曜日)

収集地域	燃やすごみ	燃やさない ごみ 有害・危険ごみ・その他	かん	ペット ボトル	びん	紙・布	草・木	
							第 1 第 3 第 5	月曜日 火曜日 月曜日 火曜日
①③	火・金曜日	第 2 第 4	月曜日	木曜日		水曜日	第 1 第 3 第 5	月曜日
④	月・木曜日		火曜日	金曜日		水曜日		火曜日
②⑤ ⑦	火・金曜日		月曜日	水曜日	月曜日	木曜日		月曜日
⑥⑧ ⑨	月・木曜日		火曜日	水曜日	火曜日	金曜日		火曜日

	収集地域	地 域 名 (枝番・号は省略)		
首 里	①	赤田町 1～3 丁目 赤平町 1～2 丁目 石嶺町 1～4 丁目 池端町 大中町 1～2 丁目 儀保町 1 丁目 儀保町 2 丁目 1～6 番地 儀保町 3 丁目 儀保町 4 丁目 19～24、 79-7・10・11・14 番地	金城町 1～4 丁目 久場川町 1～2 丁目 崎山町 1～4 丁目 寒川町 1～2 丁目 平良町 1 丁目 (県道 241 号線より城北小学校 側) 平良町 2 丁目 (9～18 番 地) 汀良町 1～3 丁目 当蔵町 1～3 丁目	桃原町 1 丁目 (1～25 番 地) (8～9 番地を除く) 鳥掘町 1～5 丁目 真和志町 1～2 丁目 山川町 1 丁目 (1～63 番 地) 山川町 2 丁目 (1、6、 7-1・5・10 番地) 山川町 3 丁目 (1、4、7、 56、57、61 番地)
	②	大名町 1～3 丁目 儀保町 2 丁目 (1～6 番 地を除く) 儀保町 4 丁目 (19～24、 79-7・10・11・14 番地を 除く) 末吉町 1～4 丁目	平良町 1 丁目 (県道 241 号線より大名側) 平良町 2 丁目 (9～18 番 地を除く) 桃原町 1 丁目 (8～9 番 地) 桃原町 1 丁目 (26 番地 以上)	桃原町 2 丁目 山川町 1 丁目 (64 番地 以上) 山川町 2 丁目 (1、6、 7-1・5・10 番地を除く) 山川町 3 丁目 (1、4、7、 56、57、61 番地を除く)
真 和 志	③	字安里 388～410 番地 安里交番の南側と安 里橋通り北側の間	字大道の県道 29 号線 (大道通り)より南側、 (128 ～ 129、172 ～ 172-8、172-10～173 番 地を除く)	字松川 (295 ～ 542、 600、601、602 番地を除 く) 松川 1～3 丁目 三原 1～2 丁目
	④	字上間 上間 1 丁目 字国場 (与儀国場北線 より寄宮側を除く) * 真和志⑥も参照し てください。	字古波蔵 (304～378 番 地を除く) 古波蔵 2～4 丁目 字識名 識名 1～4 丁目 字仲井真 長田 1～2 丁目	繁多川 1～5 丁目 字真地 三原 3 丁目 字与儀 (372 番地以上) 与儀 2 丁目 寄宮 3 丁目
	⑤	字安里の県道 29 号線 (崇元寺通り～大道通 り)より北側 安里 1～3 丁目	字大道の県道 29 号線 (大道通り)より北側 字古島 古島 1～2 丁目	字真嘉比 真嘉比 2～3 丁目 字松川 (295～542、600、 601、602 番地) 松島 1～2 丁目
	⑥	字安里 379～420 番地 (安里交番の北側と大道 大通り南側の間) 字国場 (与儀国場北線 より寄宮側)	字大道 (128～129、172 ～172-8、172-10～173 番地) 壺屋 2 丁目	字与儀 (1～371 番地) 与儀 1 丁目 字寄宮 寄宮 1～2 丁目

本 庁	⑦	曙 1～3 丁目 字安謝 安謝 1～2 丁目 字天久 天久 1～2 丁目 泉崎 1 丁目 字上之屋 上之屋 1 丁目	おもろまち 1～4 丁目 久米 1～2 丁目 久茂地 1～3 丁目 辻 1～3 丁目 壺屋 1 丁目 泊 1～3 丁目 西 1～3 丁目 東町	前島 1～3 丁目 牧志 1～3 丁目 松尾 1～2 丁目 松山 1～2 丁目 港町 1～4 丁目 字銘苺 銘苺 1～3 丁目 若狭 1～3 丁目
	⑧	旭町 泉崎 2 丁目 奥武山町	字古波蔵 304～378 番地 *古波蔵 2～4 丁目は真 和志の④で表示 字楚辺 楚辺 1～2 丁目	字壺川 壺川 1～3 丁目 字二中前 樋川 1～2 丁目 山下町
小 緑	⑨	赤嶺 1～2 丁目 安次嶺 字宇栄原 宇栄原 1～3 丁目	字小緑 小緑 1～5 丁目 金城 1～5 丁目 鏡原町 具志 1～3 丁目	高良 1～3 丁目 字田原 田原 1～4 丁目 宮城 1 丁目

那 覇 市 告 示 第 4 号
平成 2 1 年 4 月 1 日

那覇市首里金城村屋かなぐしくむらやの指定管理者の指定について

那覇市首里金城村屋の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき平成 2 1 年 2 月定例議会において承認されましたので、次のとおり告示します。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 管理を行わせる公の施設

名 称：那覇市首里金城村屋かなぐしくむらや

所在地：那覇市首里金城町 2 丁目 7 番地

2 指定管理者となる団体

名 称：首里金城町自治会

所在地：那覇市首里金城町 3 - 2 1 - 3

代表者：首里金城町自治会 会長 堀川 恭宏

3 指定期間 平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日まで

那 覇 市 告 示 第 5 号

平成 2 1 年 4 月 1 日

那覇市営住宅使用料等徴収業務委託について

地方自治法第158条第1項及び第2項並びに那覇市会計規則第34条第1項及び第2項により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

徴収員氏名	住 所	委 託 期 間	担当市営住宅
名嘉元トヨ子	那覇市 壺川3-2-5	自平成21年4月1日 至平成22年3月31日	石嶺・石嶺第二・大名・久場川・汀良・真地・識名・樋川・安謝・安謝第一・壺川東改良・田原
高良恵美	那覇市 小禄1-19-20	自平成21年4月1日 至平成22年3月31日	宇栄原・銘苅・壺川・辻・東・若狭改良・若松・小禄

那 覇 市 告 示 第 6 号

平成 2 1 年 4 月 1 日

那覇市営住宅使用料等集金代行業務委託について

地方自治法第158条第1項及び第2項並びに那覇市会計規則第34条第1項及び第2項により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

委託業者名	住 所	委 託 期 間
株式会社沖縄債権回収サービス 代表取締役社長 平良 孝夫	那覇市 西1丁目19番7号	自平成21年4月1日 至平成22年3月31日

那 覇 市 告 示 第 7 号

平成 2 1 年 4 月 1 日

平成 21 年(2009 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 20 年度那覇市一般会計補正予算(第 5 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 20 年度那覇市一般会計補正予算 (第 5 号)

平成 20 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 5 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,693,229 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 117,816,754 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 既定の債務負担行為の追加及び廃止は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 既定の地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市税		39,338,956	76,558	39,415,514
	1 市民税	17,275,873	21,231	17,297,104
	2 固定資産税	18,467,559	2,779	18,470,338
	3 軽自動車税	407,646	△2,176	405,470
	4 市たばこ税	2,446,304	51,577	2,497,881
	7 入湯税	23,849	△1,908	21,941
	8 事業所税	717,721	5,055	722,776
2 地方譲与税		799,749	△28,314	771,435
	2 地方道路譲与税	160,131	△10,664	149,467
	4 航空機燃料譲与税	173,627	△17,650	155,977
3 利子割交付金		104,982	14,295	119,277
	1 利子割交付金	104,982	14,295	119,277

4 配当割交付金		81,318	△58,280	23,038
	1 配当割交付金	81,318	△58,280	23,038
5 株式等譲渡所得割交付金		31,746	△16,037	15,709
	1 株式等譲渡所得割交付金	31,746	△16,037	15,709
6 地方消費税交付金		2,737,314	△41,537	2,695,777
	1 地方消費税交付金	2,737,314	△41,537	2,695,777
7 自動車取得税交付金		210,094	△5,913	204,181
	1 自動車取得税交付金	210,094	△5,913	204,181
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金		307,678	71	307,749
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	307,678	71	307,749
12 分担金及び負担金		2,179,147	△33,494	2,145,653
	2 負担金	2,179,146	△33,494	2,145,652
13 使用料及び手数料		2,708,698	△88,173	2,620,525
	1 使用料	2,040,149	△2,624	2,037,525
	2 手数料	668,549	△85,549	583,000
14 国庫支出金		26,096,187	3,300	26,099,487
	1 国庫負担金	16,495,784	184,409	16,680,193
	2 国庫補助金	9,494,227	△181,109	9,313,118
15 県支出金		6,222,108	△101,466	6,120,642
	1 県負担金	4,691,686	△58,763	4,632,923
	2 県補助金	957,219	△83,831	873,388
	3 委託金	573,203	41,128	614,331
16 財産収入		438,062	8,514	446,576
	1 財産運用収入	284,402	7,617	292,019
	2 財産売払収入	153,660	897	154,557
17 寄附金		19,364	6,982	26,346
	1 寄附金	19,364	6,982	26,346
18 繰入金		5,370,762	△1,116,062	4,254,700
	1 特別会計繰入金	154,688	307	154,995
	2 基金繰入金	5,216,073	△1,116,369	4,099,704
19 繰越金		1,469,814	69,894	1,539,708
	1 繰越金	1,469,814	69,894	1,539,708
20 諸収入		6,165,222	△15,167	6,150,055
	1 延滞金加算金及び過料	80,955	19,684	100,639
	4 受託事業収入	118,724	△7,637	111,087
	5 雑入	938,704	△27,214	911,490

21 市債		13,557,230	△368,400	13,188,830
	1 市債	13,557,230	△368,400	13,188,830
歳 入 合 計		119,509,983	△1,693,229	117,816,754

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		723,847	△4,270	719,577
	1 議会費	723,847	△4,270	719,577
2 総務費		20,059,277	116,735	20,176,012
	1 総務管理費	17,644,314	213,862	17,858,176
	2 徴税費	1,198,342	△32,500	1,165,842
	3 戸籍住民基本台帳費	862,643	△19,392	843,251
	4 選挙費	211,658	△37,273	174,385
	5 統計調査費	48,748	△7,962	40,786
3 民生費		43,493,668	△313,450	43,180,218
	1 社会福祉費	14,871,525	△201,876	14,669,649
	2 児童福祉費	13,943,187	△87,474	13,855,713
	3 生活保護費	14,678,955	△24,100	14,654,855
4 衛生費		8,360,883	△330,195	8,030,688
	1 保健衛生費	4,333,870	△23,470	4,310,400
	2 清掃費	4,027,013	△306,725	3,720,288
5 労働費		43,994	△500	43,494
	1 労働諸費	43,994	△500	43,494
6 農林水産業 費		96,415	△7,050	89,365
	1 農業費	45,737	△1,100	44,637
	2 水産業費	50,558	△5,950	44,608
7 商工費		751,560	△28,011	723,549
	1 商工費	751,560	△28,011	723,549
8 土木費		16,318,254	△641,076	15,677,178
	1 土木管理費	358,298	△39,935	318,363
	2 道路橋りょう費	1,241,640	△17,313	1,224,327
	4 港湾費	707,174	△3,966	703,208
	5 都市計画費	8,420,034	△320,245	8,099,789
	6 住宅費	5,486,027	△259,617	5,226,410
9 消防費		2,588,117	△17,305	2,570,812
	1 消防費	2,588,117	△17,305	2,570,812
10 教育費		13,826,782	△338,911	13,487,871
	1 教育総務費	1,862,571	△45,608	1,816,963
	2 小学校費	2,376,560	△26,589	2,349,971

	3 中学校費	1,781,441	△13,401	1,768,040
	4 幼稚園費	1,035,236	△62,359	972,877
	5 社会教育費	2,012,352	△31,637	1,980,715
	6 保健体育費	4,758,622	△159,317	4,599,305
12 公債費		13,121,438	△129,196	12,992,242
	1 公債費	13,121,438	△129,196	12,992,242
歳 出 合 計		119,509,983	△1,693,229	117,816,754

第 2 表 繰越明許費

追 加

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総務費			28,699
	1 総務管理費		28,699
		管財事務費	6,786
		新庁舎建設事業	15,340
		本庁舎仮移転事業	6,573
4 衛生費			93,940
	1 保健衛生費		63,700
		病院事業債貸付金	63,700
	2 清掃費		30,240
		旧環境センター維持管理費	30,240
8 土木費			4,818,719
	2 道路橋りょう費		283,456
		道路維持事業	29,407
		里道整備事業	2,980
		道路新設改良事業(防衛単独)	10,390
		道路新設改良事業(臨時交付金・単独)	23,906
		道路新設改良事業(通常)	180,221
		交通安全施設整備事業(補助事業)	4,140
		交通安全施設整備事業(単独事業)	32,412
	5 都市計画費		1,642,351
		市民体育館維持管理事業	48,590
		街路整備事業(補助)	772,852
		公園整備事業(補助事業)	799,862
		公園文化財発掘調査	7,722
		公園リノベーション整備事業	13,325
	6 住宅費		2,892,912
		久場川市営住宅建替事業	623,410
		石嶺市営住宅建替事業	916,757

		宇栄原市営住宅建替事業	706,685
		識名市営住宅建替事業	646,060
9 消防費			7,339
	1 消防費		7,339
		救急救助事業	7,339
10 教育費			765,271
	2 小学校費		250,327
		小学校管理運営費	3,500
		城岳小学校屋内運動場危険建物改築工事	246,827
	3 中学校費		405,827
		松島中学校校舎建設事業	405,827
	4 幼稚園費		109,117
		幼稚園改築にかかる備品購入事業	3,600
		高良幼稚園園舎建設事業	105,517
合 計			5,713,968

第 3 表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
那覇市障害者福祉センター管理運営委託料 (障害福祉課)	平成 20 年度から 平成 25 年度まで	207,700

2 廃 止

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後		備 考
	期 間	限度額	期 間	限度額	
I P 電話機追加 賃借料 (管財課)	平成 21 年度から 平成 25 年度まで	2,237	—	—	既存の機器を単 年度契約にて再 リースを行なう

第 4 表 地方債補正
変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 公共用地 取得事業	5,259,700	普通貸借 又は証券 発行(登録 公債)	年8%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る政府資 金及び地 方公営企 業等金融 機構資金 について、 利率の見 直しを行 った後 において は、当該 見直し 後の利率)	償 還 期 間 は、据置期 間を含め30 年以内とす る。 償 還 方 法 は、元利均 等、元金均 等 等 によ る。 た だ し、財 政の都合に より、据置 期間中であ っても繰上 償還し、償 還年限を変 更し、又は 借り換える ことができ る。	5,250,300	補正前に 同じ		
3 一般廃棄物 処理事業	122,100				120,400			
4 病院事業 貸付金	290,000				276,300			
5 道路整備事業	271,300				256,900			
6 都市計画事業	1,856,500				1,813,300			
7 都市公園 整備事業	674,700				589,600			
8 市営住宅 建設事業	1,368,200				1,271,600			
10 教育施設 整備事業	1,438,700				1,334,400			

那 覇 市 告 示 第 8 号

平成 2 1 年 4 月 1 日

平成 21 年(2009 年)2 月那覇市議会定例会で議決された平成 20 年度那覇市一般会計補正予算(第 6 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 20 年度那覇市一般会計補正予算 (第 6 号)

平成 20 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 6 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,581,999千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123,398,753千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		26,099,487	5,529,399	31,628,886
	2 国庫補助金	9,313,118	5,529,399	14,842,517
18 繰入金		4,254,700	△9,300	4,245,400
	2 基金繰入金	4,099,704	△9,300	4,090,404
21 市債		13,188,830	61,900	13,250,730
	1 市債	13,188,830	61,900	13,250,730
歳 入 合 計		117,816,754	5,581,999	123,398,753

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		43,180,218	15,942	43,196,160
	1 社会福祉費	14,669,649	15,942	14,685,591
7 商工費		723,549	5,212,327	5,935,876
	1 商工費	723,549	5,212,327	5,935,876
8 土木費		15,677,178	53,000	15,730,178
	5 都市計画費	8,099,789	53,000	8,152,789
9 消防費		2,570,812	23,039	2,593,851
	1 消防費	2,570,812	23,039	2,593,851
10 教育費		13,487,871	277,691	13,765,562
	6 保健体育費	4,599,305	277,691	4,876,996
歳 出 合 計		117,816,754	5,581,999	123,398,753

第2表 繰越明許費

追 加		(単位：千円)	
款	項	事 業 名	金 額
3 民生費			15,942
	1 社会福祉費		15,942
		福祉バス運行事業	15,942

7 商工費			5,206,903	
	1 商工費			5,206,903
		定額給付金事業		4,979,975
		子育て応援特別手当事業		226,928
8 土木費			70,787	
	5 都市計画費			70,787
		街路整備事業(臨・交)		70,787
9 消防費			23,039	
	1 消防費			23,039
		収容避難所等の地上デジタル放送対応事業		23,039
10 教育費			227,691	
	6 保健体育費			227,691
		奥武山野球場周辺整備事業		227,691
合 計		5,594,362		

第3表 地方債補正
変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
7 都市公園整備事業	589,600	普通貸借又は証券発行(登録公債)	年8%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公営企業等金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	651,500	補正前に同じ		

那 覇 市 告 示 第 9 号

平成 2 1 年 4 月 1 日

平成 21 年 (2009 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 20 年度那覇市土地
区画整理事業特別会計補正予算 (第 3 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 20 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 3 号)

平成 20 年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の補正予算 (第 3 号) は、次に定
めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 76,785 千円を減額し、歳
入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,950,394 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 213 条第 1 項の規定により、翌年
度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		千円 570,000	千円 1,800	千円 571,800
	1 真嘉比古島第二国庫 補助金	570,000	1,800	571,800
4 繰入金		2,104,401	△47,856	2,056,545
	1 総務管理繰入金	1,435	△105	1,330
	2 真嘉比古島第二繰入 金	2,101,685	△50,869	2,050,816
	3 基金繰入金	1,281	3,118	4,399
7 保留地処分金		222,683	△31,036	191,647
	1 小禄南保留地処分金	22,683	△3,172	19,511
	2 真嘉比古島第二保留 地処分金	200,000	△27,864	172,136
8 清算徴収金		9,192	307	9,499
	4 壺川清算徴収金	4,163	827	4,990
	5 小禄南清算徴収金	2,208	△520	1,688
歳 入 合 計		3,027,179	△76,785	2,950,394

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理 総務費		千円 2,473	千円 △105	千円 2,368
	1 総務管理費	2,473	△105	2,368
2 土地区画整理 事業費		3,002,193	△76,987	2,925,206
	4 真嘉比古島第二土地 区画整理費	2,978,053	△76,933	2,901,120
	5 小禄南土地区画整理 費	23,495	△54	23,441
3 清算費		21,327	307	21,634
	4 壺川清算費	4,960	827	5,787
	5 小禄南清算費	2,873	△520	2,353
歳 出 合 計		3,027,179	△76,785	2,950,394

第 2 表 繰越明許費

単位：千円

款	項	事 業 名	金 額
2 土地区画整理 事業費			921,461
	4 真嘉比古島第二土地 区画整理費		921,461
		真嘉比古島第二事業費 (補助)	253,174
		真嘉比古島第二事業費 (単独)	668,287
合 計			921,461

那覇市告示第 1 0 号

平成 2 1 年 4 月 1 日

平成 21 年 (2009 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 20 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 20 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)

平成 20 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算 (第 4 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,169,071 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 37,731,487 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		千円 8,427,154	千円 559,054	千円 8,986,208
	1 国民健康保険税	8,427,154	559,054	8,986,208
3 国庫支出金		12,766,569	612,306	13,378,875
	1 国庫負担金	8,216,592	282,533	8,499,125
	2 国庫補助金	4,549,977	329,773	4,879,750
6 県支出金		1,863,570	△92,780	1,770,790
	1 県補助金	1,614,620	△72,492	1,542,128
	2 県負担金	248,950	△20,288	228,662
7 共同事業交付金		5,126,461	121,545	5,248,006
	1 共同事業交付金	5,126,461	121,545	5,248,006
9 繰入金		3,789,999	△31,010	3,758,989
	1 他会計繰入金	3,789,998	△31,010	3,758,988
11 諸収入		39,415	△44	39,371
	3 雑入	37,102	△44	37,058
歳 入 合 計		36,562,416	1,169,071	37,731,487

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 732,917	千円 △30,618	千円 702,299
	1 総務管理費	545,779	△27,402	518,377
	2 徴税費	111,856	△2,250	109,606
	5 医療費適正化特別対策事業費	33,038	△966	32,072
2 保険給付費		22,191,584	1,100,000	23,291,584
	1 療養諸費	19,062,066	1,100,000	20,162,066
3 後期高齢者支援金等		4,254,658	0	4,254,658
	1 後期高齢者支援金等	4,254,658	0	4,254,658
5 老人保健拠出金		1,166,861	0	1,166,861
	1 老人保健拠出金	1,166,861	0	1,166,861
6 介護納付金		1,767,896	0	1,767,896
	1 介護納付金	1,767,896	0	1,767,896
7 共同事業拠出金		5,127,823	121,545	5,249,368
	1 共同事業拠出金	5,127,823	121,545	5,249,368

8 保健事業費		267,347	△29,867	237,480
	1 特定健康診査等 事業費	218,539	△27,683	190,856
	2 保健事業費	48,808	△2,184	46,624
10 諸支出金		31,356	8,011	39,367
	1 償還金及び還付 加算金	31,355	8,011	39,366
歳 出 合 計		36,562,416	1,169,071	37,731,487

那覇市告示第 1 1 号
平成 2 1 年 4 月 1 日

平成 21 年 (2009 年) 2 月定例会で議決された平成 20 年度那覇市老人保健特別会計の補正予算 (第 3 号) は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 20 年度那覇市老人保健特別会計補正予算 (第 3 号)

平成 20 年度那覇市老人保健特別会計補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 300,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,238,366 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 支払基金交付金		1,789,436	△259,846	1,529,590
	1 支払基金交付金	1,789,436	△259,846	1,529,590
2 国庫支出金		1,244,829	△35,177	1,209,652
	1 国庫負担金	1,244,829	△35,177	1,209,652
3 県支出金		265,649	△8,796	256,853
	1 県負担金	265,649	△8,796	256,853
4 繰入金		238,443	△8,789	229,654
	1 一般会計繰入金	238,443	△8,789	229,654
6 諸収入		8	12,608	12,616
	3 雑入	8	12,608	12,616
歳 入 合 計		3,538,366	△300,000	3,238,366

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 医療諸費		3,075,063	△300,000	2,775,063
	1 医療諸費	3,075,063	△300,000	2,775,063
歳 出 合 計		3,538,366	△300,000	3,238,366

那覇市告示第 1 2 号

平成 2 1 年 4 月 1 日

平成 21 年 (2009 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 20 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算 (第 3 号) の要領は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 20 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算 (第 3 号)

平成 20 年度那覇市の市街地再開発事業特別会計の補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第 1 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

第 1 表 繰越明許費

単位：千円

款	項	事業名	金額
1 都市再開発事業費			299,013
	1 都市再開発事業費		299,013
		牧志・安里地区市街地再開発事業	299,013
合 計			299,013

那覇市告示第 1 3 号

平成 2 1 年 4 月 1 日

平成 21 年 (2009 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 20 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 20 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

平成 20 年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 624,424 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15,860,368 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料		千円 2,562,944	千円 △1,539	千円 2,561,405
	1 介護保険料	2,562,944	△1,539	2,561,405
3 国庫支出金		3,381,175	208,773	3,589,948
	1 国庫負担金	2,466,734	117,766	2,584,500
	2 国庫補助金	914,441	91,007	1,005,448
4 支払基金交付金		4,345,234	177,052	4,522,286
	1 支払基金交付金	4,345,234	177,052	4,522,286
5 県支出金		2,079,783	70,766	2,150,549
	1 県負担金	2,004,996	71,535	2,076,531
	3 県補助金	74,786	△769	74,017
6 財産収入		2	3,307	3,309
	1 財産運用収入	2	3,307	3,309
7 繰入金		2,515,919	178,266	2,694,185
	1 他会計繰入金	2,292,359	70,860	2,363,219
	2 基金繰入金	223,560	107,406	330,966
11 サービス収入		128,255	△12,201	116,054
	1 予防給付費収入	128,255	△12,201	116,054
歳 入 合 計		15,235,944	624,424	15,860,368

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 501,036	千円 58,980	千円 560,016
	1 総務管理費	271,032	61,355	332,387
	2 徴収費	31,405	△2,375	29,030
	3 介護認定審査会費	198,599	0	198,599

2 保険給付費		13,756,665	582,462	14,339,127
	1 介護サービス等諸費	12,685,066	479,237	13,164,303
	2 介護予防サービス等諸費	1,051,049	102,875	1,153,924
	3 その他諸費	20,550	350	20,900
4 基金積立金		186,917	3,307	190,224
	1 基金積立金	186,917	3,307	190,224
5 地域支援事業費		561,509	△20,325	541,184
	1 介護予防事業費	167,356	△11,325	156,031
	2 包括的支援事業・任意事業費	394,153	△9,000	385,153
歳 出 合 計		15,235,944	624,424	15,860,368

那覇市告示第 1 4 号

平成 2 1 年 4 月 1 日

平成 21 年 (2009 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 20 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 20 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)

平成 20 年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算 (第 4 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 131,127 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15,991,495 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 3,589,948	千円 131,127	千円 3,721,075
	2 国庫補助金	1,005,448	131,127	1,136,575
歳 入 合 計		15,860,368	131,127	15,991,495

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 基金積立金		千円 190,224	千円 131,127	千円 321,351
	1 基金積立金	190,224	131,127	321,351
歳 出 合 計		15,860,368	131,127	15,991,495

那覇市告示第 1 5 号

平成 2 1 年 4 月 1 日

平成 21 年 (2009 年) 2 月定例会で議決された平成 20 年度那覇市後期高齢者医療特別会計の補正予算 (第 2 号) は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 20 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)

平成 20 年度那覇市の後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 270,752 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,154,872 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者 医療保険料		1,909,001	△237,000	1,672,001
	1 後期高齢者医療 保険料	1,909,001	△237,000	1,672,001
3 繰入金		515,616	△47,037	468,579
	1 一般会計繰入金	515,616	△47,037	468,579
5 諸収入		206	34	240
	4 雑入	2	34	36
6 国庫支出金		0	13,251	13,251
	1 国庫補助金	0	13,251	13,251
歳 入 合 計		2,425,624	△270,752	2,154,872

歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		21,693	11,421	33,114
	1 総務管理費	7,680	0	7,680
	2 徴収費	14,013	11,421	25,434
2 後期高齢者 医療広域連 合納付金		2,403,879	△282,173	2,121,706
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	2,403,879	△282,173	2,121,706
歳 出 合 計		2,425,624	△270,752	2,154,872

那 覇 市 告 示 第 1 6 号

平成 2 1 年 4 月 1 日

平成 21 年 (2009 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 21 年度那覇市一般会計予算の要領は次のとおりである。

那 覇 市 長 翁 長 雄 志

平成 21 年度那覇市一般会計予算

平成 21 年度那覇市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 114,354,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、17,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費 (賃金に係る共済費を除く。) に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市税		38,913,738
	1 市民税	16,112,779
	2 固定資産税	19,048,008
	3 軽自動車税	433,379
	4 市たばこ税	2,572,699
	5 鉱産税	1
	6 特別土地保有税	3
	7 入湯税	20,186
	8 事業所税	726,683
2 地方譲与税		749,981
	1 自動車重量譲与税	418,526
	2 地方道路譲与税	149,787
	3 特別とん譲与税	8,041
	4 航空機燃料譲与税	173,627
3 利子割交付金		132,972
	1 利子割交付金	132,972
4 配当割交付金		23,598
	1 配当割交付金	23,598
5 株式等譲渡所得割交付金		28,099
	1 株式等譲渡所得割交付金	28,099
6 地方消費税交付金		2,872,778
	1 地方消費税交付金	2,872,778
7 自動車取得税交付金		150,201
	1 自動車取得税交付金	150,201
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金		307,749
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	307,749
9 地方特例交付金		383,324
	1 地方特例交付金	219,536
	2 特別交付金	163,788
10 地方交付税		10,775,628
	1 地方交付税	10,775,628
11 交通安全対策特別交付金		54,000
	1 交通安全対策特別交付金	54,000
12 分担金及び負担金		2,187,347
	1 分担金	1
	2 負担金	2,187,346

13 使用料及び手数料		2,715,415
	1 使用料	2,108,431
	2 手数料	606,984
14 国庫支出金		27,178,845
	1 国庫負担金	16,920,873
	2 国庫補助金	10,145,838
	3 委託金	112,134
15 県支出金		6,226,021
	1 県負担金	4,701,650
	2 県補助金	1,015,474
	3 委託金	508,897
16 財産収入		879,119
	1 財産運用収入	310,307
	2 財産売払収入	568,812
17 寄附金		22,038
	1 寄附金	22,038
18 繰入金		5,583,092
	1 特別会計繰入金	12,025
	2 基金繰入金	5,571,066
	3 基金借入金	1
19 繰越金		400,000
	1 繰越金	400,000
20 諸収入		3,694,855
	1 延滞金加算金及び過料	86,295
	2 市預金利子	2,353
	3 貸付金元利収入	2,553,067
	4 受託事業収入	120,775
	5 雑入	932,365
21 市債		11,075,200
	1 市債	11,075,200
歳 入 合 計		114,354,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		722,628
	1 議会費	722,628
2 総務費		14,720,999
	1 総務管理費	12,331,685
	2 徴税費	1,152,603
	3 戸籍住民基本台帳費	836,561

	4 選挙費	244,036
	5 統計調査費	59,998
	6 監査委員費	96,116
3 民生費		44,281,038
	1 社会福祉費	15,183,865
	2 児童福祉費	14,334,433
	3 生活保護費	14,762,739
	4 災害救助費	1
4 衛生費		8,030,824
	1 保健衛生費	3,344,789
	2 清掃費	4,686,035
5 労働費		43,330
	2 労働諸費	43,330
6 農林水産業費		109,053
	1 農業費	41,565
	2 林業費	120
	3 水産業費	67,368
7 商工費		877,492
	1 商工費	877,492
8 土木費		16,172,236
	1 土木管理費	306,212
	2 道路橋りょう費	1,182,798
	3 河川水路費	191,167
	4 港湾費	696,371
	5 都市計画費	7,892,425
	6 住宅費	5,903,263
9 消防費		2,522,195
	1 消防費	2,522,195
10 教育費		14,128,968
	1 教育総務費	1,784,673
	2 小学校費	2,838,765
	3 中学校費	1,678,080
	4 幼稚園費	1,365,961
	5 社会教育費	1,718,551
	6 保健体育費	4,742,938
11 災害復旧費		4
	1 農林水産施設災害復旧費	1
	2 公共土木施設災害復旧費	2

	3 その他公共施設公用施設災害復旧費	1
12 公債費		12,619,737
	1 公債費	12,619,737
13 諸支出金		55,496
	1 普通財産取得費	55,496
	2 公営企業貸付金	1
14 予備費		70,000
	1 予備費	70,000
歳 出 合 計		114,354,000

第 2 表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限度額
デジタル印刷機(高速印刷機)賃借料(総務課)	平成22年度から平成26年度まで	31,721
デジタル印刷機賃借料(総務課)	平成22年度から平成23年度まで	630
職員研修所複写機賃借料(人事課)	平成22年度	394
新庁舎建設事業(新庁舎建設室)	平成21年度から平成23年度まで	5,757,790
プリンター賃借料(経営企画室)	平成22年度から平成23年度まで	137
ファイルサーバー更新整備事業(情報政策課)	平成22年度から平成26年度まで	15,309
平成21年度情報政策課配布用パソコン等賃借料(情報政策課)	平成22年度から平成26年度まで	3,573
平成21年度入替端末賃借料(情報政策課)	平成22年度から平成26年度まで	30,618
市県民税パンチ委託料(市民税課)	平成22年度	700
軽自動車リース料(資産税課)	平成22年度から平成25年度まで	1,336
那覇市固定資産路線価付設業務(資産税課)	平成22年度から平成23年度まで	30,125
首里支所建設整備事業(市民課)	平成22年度	146,640
仮庁舎移転に伴う市民課証明サービス事業FAX賃借料(市民課)	平成22年度から平成23年度まで	3,675
オンライン入力労働者派遣業務委託料(市民課)	平成22年度から平成25年度まで	103,865
複写機賃借料(国民年金G)(市民課)	平成22年度から平成25年度まで	1,129
複写機賃借料(商工振興課)	平成22年度から平成25年度まで	1,616

那覇市小口資金融資制度に係る損失補償 (商工振興課)	平成 22 年度から 平成 32 年度まで	保証融資額のうち、沖縄県信用保証協会が金融機関に代位弁済した額から株式会社日本政策金融公庫が補填する額を差し引いた額
I T 創造館ネットワーク設備リプレース事業 (商工振興課)	平成 22 年度から 平成 26 年度まで	20,875
OA 機器リース (なはし就職なんでも相談センター) (労働農水課)	平成 22 年度から 平成 25 年度まで	800
家庭ごみ有料化事業 (環境政策課)	平成 22 年度	14,996
複写機賃借料 (環境政策課)	平成 22 年度から 平成 25 年度まで	756
資源化推進センター建設工事 (クリーン推進課)	平成 22 年度	458,028
資源化推進センター外構等設計業務委託 (クリーン推進課)	平成 22 年度	3,150
リサイクルプラザ増設実施設計業務委託 (クリーン推進課)	平成 22 年度	1,585
資源化推進センター建設工事施工監理業務委託 (クリーン推進課)	平成 22 年度	8,820
複写機賃借料 (クリーン推進課)	平成 22 年度から 平成 25 年度まで	694
小禄老人福祉センター冷房機リース料 (ちゃーがんじゅう課)	平成 22 年度から 平成 25 年度まで	2,600
F A X 賃借料 (保護課)	平成 22 年度から 平成 25 年度まで	555
車両リース料 (健康推進課)	平成 22 年度から 平成 25 年度まで	864
幼稚園印刷機リース料 (こども政策課)	平成 22 年度から 平成 25 年度まで	3,200
保育所コピー機リース料 (めおと橋・久場川) (こどもみらい課)	平成 22 年度から 平成 23 年度まで	702
コピー機リース料 (課内) (子育て応援課)	平成 22 年度から 平成 25 年度まで	2,636
ファックス賃借料 (療育センター) (子育て応援課)	平成 22 年度から 平成 25 年度まで	320
複写機賃借料 (療育センター) (子育て応援課)	平成 22 年度から 平成 25 年度まで	2,052

ファクシミリリース料 (建設企画課)	平成 22 年度から 平成 23 年度まで	252
OA機器賃借料 (道路建設課)	平成 22 年度から 平成 24 年度まで	5,794
OA機器リース料 (花とみどり課)	平成 22 年度から 平成 24 年度まで	2,250
那覇市緑化センター管理運営委託料 (花とみどり課)	平成 21 年度から 平成 24 年度まで	21,588
久場川市営住宅第 2 期建替事業 (昇降機・太陽光発電・電波障害) (建築工事課)	平成 22 年度	119,063
石嶺市営住宅第 3 期建替事業 (建築工事課)	平成 22 年度から 平成 23 年度まで	2,563,579
宇栄原市営住宅第 1 期建替事業 (昇降機) (建築工事課)	平成 22 年度	136,101
道路パトロール車リース料 (道路管理室)	平成 22 年度から 平成 26 年度まで	1,671
自動車賃借料 (公園管理室)	平成 22 年度から 平成 25 年度まで	1,188
プリンター・ファイルサーバーリース (市営住宅室)	平成 22 年度から 平成 26 年度まで	1,105
複写機賃借料 (土木管理事務所)	平成 22 年度から 平成 25 年度まで	1,616
複写機賃借料 (出納室)	平成 22 年度から 平成 25 年度まで	1,049
共用印刷機賃借料 (教委・総務課)	平成 22 年度から 平成 25 年度まで	836
牧志・安里公民館図書館 (仮称) 設置事業 (工事請負費) (生涯学習課)	平成 22 年度	400,028
古蔵小学校校舎建設事業 (工事請負費) (施設管理課)	平成 22 年度	1,229,737
首里・若狭公民館印刷機リース料 (中央公民館)	平成 22 年度から 平成 26 年度まで	1,733
中央・小禄南公民館複写機リース料 (中央公民館)	平成 22 年度から 平成 26 年度まで	2,400
公用車リース料 (中央公民館)	平成 22 年度から 平成 26 年度まで	900
小禄南・若狭・石嶺・繁多川複写機賃借料 (中央図書館)	平成 22 年度から 平成 25 年度まで	2,304
識名小他 8 校機器等リース (学校教育課)	平成 22 年度から 平成 26 年度まで	99,743
全中学校機器等リース (学校教育課)	平成 22 年度から 平成 27 年度まで	212,632

デジタル複写機リース (学校教育課)	平成 22 年度から 平成 26 年度まで	1, 150
街頭公用車リース料 (総合青少年課)	平成 22 年度から 平成 25 年度まで	864
小学校複写機リース料 (学務課)	平成 22 年度から 平成 26 年度まで	4, 950
小学校印刷機リース料 (学務課)	平成 22 年度から 平成 26 年度まで	3, 480
中学校複写機リース料 (学務課)	平成 22 年度から 平成 26 年度まで	1, 690
中学校印刷機リース料 (学務課)	平成 22 年度から 平成 26 年度まで	2, 730
小学校 学校車リース料 (学務課)	平成 22 年度から 平成 26 年度まで	4, 500
中学校 学校車リース料 (学務課)	平成 22 年度から 平成 26 年度まで	6, 300
古蔵小学校単独調理場改築事業 (学校給食室)	平成 21 年度から 平成 22 年度まで	328, 508
OA機器等賃借料 (教育研究所)	平成 22 年度から 平成 25 年度まで	1, 649
PC保守点検用車両賃借料 (教育研究所)	平成 22 年度から 平成 23 年度まで	228
教育用ネットワーク運用業務委託料 (教育研究所)	平成 22 年度から 平成 26 年度まで	56, 348
教育用ネットワーク通信回線使用料 (教育研究所)	平成 22 年度から 平成 26 年度まで	29, 757
首里学校給食センター 食器リース (学校給食センター)	平成 22 年度から 平成 26 年度まで	4, 759
小禄学校給食センター 食缶洗浄機リース 事業 (学校給食センター)	平成 22 年度から 平成 30 年度まで	24, 300
首里学校給食センター 食器洗浄機リース 事業 (学校給食センター)	平成 22 年度から 平成 30 年度まで	43, 200
複写機賃借料 (議会事務局)	平成 22 年度から 平成 25 年度まで	5, 187
予備車賃借料 (議会事務局)	平成 22 年度	95
議長車リース (議会事務局)	平成 22 年度から 平成 26 年度まで	4, 095

第 3 表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 公共用地取得事業 2 社会福祉施設整備事業 3 一般廃棄物処理事業 4 病院事業貸付金 5 道路整備事業 6 都市計画事業 7 都市公園整備事業 8 市営住宅建設事業 9 教育施設整備事業 10 臨時財政対策債	1,764,600 45,400 303,800 290,000 158,500 1,028,700 927,000 1,256,800 1,833,600 3,466,800	普通貸借又は証券発行(登録公債)	年8%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公営企業等金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
計	11,075,200			

那覇市告示第17号

平成21年4月1日

平成21年(2009年)2月那覇市議会定例会で議決された平成21年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成21年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算

平成21年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,074,069千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 4
	1 小禄金城手数料	1
	2 真嘉比古島第一地区手数料	1
	3 壺川手数料	1
	4 小禄南手数料	1
2 国庫支出金		335,000
	1 真嘉比古島第二国庫補助金	335,000
3 財産収入		174
	1 壺川財産運用収入	9
	2 小禄南財産運用収入	31
	3 真嘉比古島第二財産運用収入	134
4 繰入金		1,324,893
	1 総務管理繰入金	1,522
	2 真嘉比古島第二繰入金	1,322,705
	3 基金繰入金	666
5 繰越金		9
	1 総務管理繰越金	1
	2 真嘉比古島第一地区繰越金	2
	3 壺川繰越金	1
	4 小禄金城繰越金	1
	5 小禄南繰越金	2
	6 真嘉比古島第二繰越金	2
6 諸収入		6
	1 総務管理雑入	1
	2 真嘉比古島第二雑入	1
	3 小禄金城延滞金、加算金及び過料	1
	4 真嘉比古島第一地区延滞金、加算金及び過料	1
	5 壺川延滞金、加算金及び過料	1
	6 小禄南延滞金、加算金及び過料	1
7 保留地処分金		300,000
	2 真嘉比古島第二保留地処分金	300,000

8 清算徴収金		5,957
	2 小禄金城清算徴収金	1
	3 真嘉比古島第一地区清算徴収金	1,842
	4 壺川清算徴収金	3,293
	5 小禄南清算徴収金	821
9 分担金及び負担金		105,380
	1 真嘉比古島第二負担金	105,380
10 県支出金		2,646
	1 県委託金	385
	2 県補助金	2,261
歳 入 合 計		2,074,069

歳 出

款	項	金 額
1 土地地区画整理総務費		千円 1,379
	1 総務管理費	1,379
2 土地地区画整理事業費		2,066,366
	1 真嘉比古島第一地区土地地区画整理費	1
	2 壺川土地地区画整理費	544
	3 小禄金城土地地区画整理費	1
	4 真嘉比古島第二土地地区画整理費	2,065,699
	5 小禄南土地地区画整理費	121
3 清算費		5,965
	2 小禄金城清算費	3
	3 真嘉比古島第一地区清算費	1,844
	4 壺川清算費	3,295
	5 小禄南清算費	823
4 基金積立金		179
	1 壺川基金積立金	10
	2 小禄南基金積立金	32
	3 小禄金城基金積立金	1
	4 真嘉比古島第一地区基金積立金	1
	5 真嘉比古島第二基金積立金	135
5 予備費		180
	1 予備費	180
歳 出 合 計		2,074,069

第 2 表 債務負担行為

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
真嘉比古島第二土地区画整理費 パソコン等機器賃借料 (その1)	平成 22 年度から 平成 24 年度まで	3,921
真嘉比古島第二土地区画整理費 パソコン等機器賃借料 (その2)	平成 22 年度から 平成 24 年度まで	4,802

那覇市告示第 1 8 号

平成 2 1 年 4 月 1 日

平成 21 年 (2009 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 21 年度的那覇市国民健康保険事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 21 年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算

平成 21 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 37,773,138 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		千円 8,742,787
	1 国民健康保険税	8,742,787
2 使用料及び手数料		9,700
	1 手数料	9,700

3 国庫支出金		13,725,043
	1 国庫負担金	8,720,343
	2 国庫補助金	5,004,700
4 療養給付費等交付金		1,035,286
	1 療養給付費等交付金	1,035,286
5 前期高齢者交付金		3,530,964
	1 前期高齢者交付金	3,530,964
6 県支出金		1,850,190
	1 県補助金	1,550,871
	2 県負担金	254,319
7 共同事業交付金		5,248,008
	1 共同事業交付金	5,248,008
8 財産収入		2
	1 財産運用収入	2
9 繰入金		3,635,226
	1 他会計繰入金	3,635,225
	2 基金繰入金	1
10 繰越金		2
	1 繰越金	2
11 諸収入		40,930
	1 延滞金加算金及び過料	3,565
	2 預金利子	1
	4 雑入	37,364
歳 入 合 計		37,773,138

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 711,220
	1 総務管理費	522,531
	2 徴税費	111,267
	3 運営協議会費	838
	4 収納率向上特別対策事業費	40,974
	5 医療費適正化特別対策事業費	35,610
2 保険給付費		24,010,666
	1 療養諸費	20,724,943
	2 高額療養費	2,923,076
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	351,120
	5 葬祭諸費	11,525

3 後期高齢者支援金等		4,696,969
	1 後期高齢者支援金等	4,696,969
4 前期高齢者納付金等		15,006
	1 前期高齢者納付金等	15,006
5 老人保健拠出金		286,816
	1 老人保健拠出金	286,816
6 介護納付金		1,773,911
	1 介護納付金	1,773,911
7 共同事業拠出金		5,249,366
	1 共同事業拠出金	5,249,366
8 保健事業費		277,510
	1 特定健康診査等事業費	231,915
	2 保健事業費	45,595
9 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
10 諸支出金		31,352
	1 償還金及び還付加算金	31,351
	2 繰出金	1
11 繰上充用金		1
	1 繰上充用金	1
12 予備費		720,320
	1 予備費	720,320
歳 出 合 計		37,773,138

第 2 表 債務負担行為

単位 千円

事 項	期 間	限 度 額
高速プリンター賃借料	平成 22 年度から 平成 24 年度まで	704

那覇市告示第 19 号

平成 21 年 4 月 1 日

平成 21 年 (2009 年) 2 月定例会で議決された平成 21 年度那覇市老人保健特別会計予算は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 21 年度那覇市老人保健特別会計予算

平成 21 年度那覇市老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 324,725 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 支払基金交付金		720
	1 支払基金交付金	720
4 繰入金		323,996
	1 一般会計繰入金	323,996
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		8
	1 延滞金及び加算金	2
	2 預金利子	1
	3 雑入	5
歳 入 合 計		324,725

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 医療諸費		324,720
	1 医療諸費	324,720
2 諸支出金		5
	2 償還金	4
	3 繰出金	1
歳 出 合 計		324,725

那覇市告示第 2 0 号

平成 2 1 年 4 月 1 日

平成 21 年 (2009 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 21 年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算の要領は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 21 年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算

平成 21 年度那覇市の市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,272,601 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国庫支出金		千円 880,386
	1 国庫補助金	880,386
2 繰入金		156,003
	1 一般会計繰入金	156,003
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		11
	1 雑入	11
5 市債		236,200
	1 市債	236,200
歳 入 合 計		1,272,601

歳 出

款	項	金 額
1 都市再開発事業費		千円 1,249,497
	1 都市再開発事業費	1,249,497
2 公債費		23,104
	1 公債費	23,104
歳 出 合 計		1,272,601

第 2 表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 都市再開 発事業	千円 236,200	普通貸借又 は証券発行 (登録公債)	年8%以内(ただし、 利率見直し方式で借 り入れる政府資金及 び地方公営企業等金 融機構資金について、 利率の見直しを行っ た後においては、当該 見直し後の利率)	償還期間は、据置期 間を含め30年以内 とする。 償還方法は、元利均 等、元金均等等によ る。 ただし、財政の都合 により、据置期間中 あっても繰上償還し、 償還年限を変更し、又 は借り換えることが できる。
計	236,200			

那覇市告示第 2 1 号

平成 2 1 年 4 月 1 日

平成 21 年 (2009 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 21 年度那覇市介護
保険事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 21 年度那覇市介護保険事業特別会計予算

平成 21 年度那覇市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 15,787,081 千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予
算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の
金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款
内でのこれらの経費の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 介護保険料		千円 2,918,963
	1 介護保険料	2,918,963
2 使用料及び手数料		1,001
	1 手数料	1,001
3 国庫支出金		3,653,167
	1 国庫負担金	2,656,067
	2 国庫補助金	997,100
4 支払基金交付金		4,469,771
	1 支払基金交付金	4,469,771
5 県支出金		2,198,251
	1 県負担金	2,124,832
	2 財政安定化基金支出金	1
	3 県補助金	73,418
6 財産収入		2
	1 財産運用収入	2
7 繰入金		2,416,114
	1 他会計繰入金	2,416,113
	2 基金繰入金	1
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		1,554
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 雑入	1,552
10 市債		1
	1 市債	1
11 サービス収入		128,256
	1 予防給付費収入	128,256
歳 入 合 計		15,787,081

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 506,441
	1 総務管理費	276,410
	2 徴収費	27,630
	3 介護認定審査会費	202,401

2 保険給付費		14,710,460
	1 介護サービス等諸費	13,371,670
	2 介護予防サービス等諸費	1,318,113
	3 その他諸費	20,677
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
5 地域支援事業費		566,126
	1 介護予防事業費	188,770
	2 包括的支援事業・任意事業費	377,356
6 諸支出金		4,052
	1 償還金及び還付加算金	4,051
	2 繰出金	1
歳 出 合 計		15,787,081

那覇市告示第 2 2 号

平成 2 1 年 4 月 1 日

平成 21 年 (2009 年) 2 月定例会で議決された平成 21 年度那覇市後期高齢者医療特別会計の予算は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 21 年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算

平成 21 年度那覇市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,306,033 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		1,785,820
	1 後期高齢者医療保険料	1,785,820
2 使用料及び手数料		201
	1 手数料	201

3 繰入金		517,404
	1 一般会計繰入金	517,404
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		2,607
	1 延滞金、加算金及び過料	501
	2 償還金及び還付加算金	2,050
	3 預金利子	1
	4 雑入	55
歳 入 合 計		2,306,033

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		24,862
	1 総務管理費	14,111
	2 徴收費	10,751
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		2,279,120
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,279,120
3 諸支出金		2,051
	1 償還金及び還付加算金	2,050
	2 繰出金	1
歳 出 合 計		2,306,033

公 告

那覇市公告第251号

平成21年3月9日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・1号 小禄赤嶺線
- 2 施行者の名称
那覇市
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 場所 那覇市建設管理部道路建設課
 - (2) 期間 平成21年3月9日～平成23年3月31日

那覇市公告第253号
平成21年3月10日
掲 示 済

那覇広域都市計画事業小禄南土地区画整理事業の事業計画変更について

那覇広域都市計画事業小禄南土地区画整理事業の事業計画の変更をしたので、土地区画整理法第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、下記の事項を公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

- 1 土地区画整理事業の名称 那覇広域都市計画事業
小禄南土地区画整理事業

- 2 施 行 者 の 名 称 那覇市

- 3 施 行 地 区

那 覇 市	小 禄	2丁目 3丁目 4丁目 5丁目	の全部
	字字栄原	吹切原	の一部

- 4 事 業 施 行 期 間 平成元年1月30日から
平成24年3月31日まで

- 5 事 務 所 の 所 在 地 那覇市字真嘉比343番地13
都市計画部区画整理課

- 6 事業計画の決定の年月日 平成 元 年 1 月 3 0 日
- 7 事業計画の変更の年月日 平成 2 1 年 3 月 1 0 日

那覇市公告第 2 5 5 号
平成 2 1 年 3 月 1 1 日
掲 示 済

都市計画の図書の写しの縦覧について

沖縄県知事から都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により都市計画変更図書の写しの送付を受けたので、同法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 2 0 条第 2 項及び同法施行規則（昭和 4 4 年建設省令第 4 9 号）第 1 2 条の規定により、次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

那 覇 市
上記代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

都市計画の種類：那覇広域都市計画道路

都市計画の名称：3・3・3号 真地久茂地線
3・5・10号 識名真地線

都市計画の種類：那覇広域都市計画墓園

都市計画の名称：那 1 号 識名霊園

縦 覧 場 所：那覇市都市計画部都市計画課（新都心銘苅庁舎 5 階）

那覇市公告第 2 5 8 号
平成 2 1 年 3 月 1 2 日
掲 示 済

一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定に関する事項の縦覧について

建築基準法第 8 6 条第 1 項の規定による一の敷地とみなすこと等による制限の緩

和に係る認定をしたので、同条第8項の規定により公告する。その対象区域、建築物の位置等の事項を表示した図書を一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 認定番号
第H20認定通知那覇市000005号
- 2 認定年月日
平成21年3月12日
- 3 対象区域等の地名地番
那覇市首里久場川町2-18 他2筆
- 4 縦覧に供する場所
那覇市役所 都市計画部 建築指導課
那覇市銘苅2-3-1 新都心銘苅庁舎5階

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第43号
平成21年3月16日
掲 示 済

平成21年(2009年)2月那覇市議会定例会で議決された平成20年度那覇市水道事業会計補正予算(第1号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成20年度那覇市水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成20年度那覇市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成20年度那覇市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量のうち、(2)年間総配水量「40,219,350m³」を「39,271,150m³」に、(3)一日平均配水量「110,190m³」を「107,592m³」に改める。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入				
第1款	水道事業収益	8,633,731千円	△65,733千円	8,567,998千円
第1項	営業収益	8,483,388千円	△67,252千円	8,416,136千円
第2項	営業外収益	110,345千円	△7,873千円	102,472千円
第3項	特別利益	39,998千円	9,392千円	49,390千円
支 出				
第1款	水道事業費用	8,128,084千円	△257,059千円	7,871,025千円
第1項	営業費用	7,756,057千円	△268,411千円	7,487,646千円
第2項	営業外費用	337,262千円	11,352千円	348,614千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「2,257,534千円」を「2,119,739千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「56,274千円」を「49,103千円」に、「及び過年度分損益勘定留保資金2,201,260千円」を「、減債積立金691,475千円及び過年度分損益勘定留保資金1,379,161千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入				
第1款	資本的収入	374,769千円	260千円	375,029千円
第3項	固定資産売却代金	15,001千円	260千円	15,261千円
支 出				
第1款	資本的支出	2,632,303千円	△137,535千円	2,494,768千円
第1項	建設改良費	1,298,897千円	△153,283千円	1,145,614千円
第4項	その他資本的支出	1千円	15,748千円	15,749千円

(債務負担行為)

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に次のとおり追加する。

事 項	期 間	限度額
庁舎維持管理業務委託	平成20年度～平成21年度	3,279千円
水質検査業務委託	平成20年度～平成21年度	598千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第7条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,300,980千円	△28,898千円	1,272,082千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 予算第8条中「35,081千円」を「34,177千円」に改める。

那覇市上下水道局告示第 4 4 号

平成 2 1 年 3 月 1 6 日

掲 示 済

平成 2 1 年 (2 0 0 9 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 2 0 年度那覇市下水道事業会計補正予算 (第 3 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 2 0 年度那覇市下水道事業会計補正予算 (第 3 号)

(総則)

第 1 条 平成 2 0 年度那覇市下水道事業会計の補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 平成 2 0 年度那覇市下水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 2 条に定めた業務の予定量のうち、(2)年間総処理水量「35,340,030m³」を「34,743,246 m³」に、(3)一日平均処理水量「96,822m³」を「95,186m³」に改める。

(収益的収入及び支出)

第 3 条 予算第 3 条なお書きを削り、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入				
第 1 款	下水道事業収益	3,935,572 千円	△6,551 千円	3,929,021 千円
第 1 項	営業収益	3,522,295 千円	△76,768 千円	3,445,527 千円
第 2 項	営業外収益	413,276 千円	69,517 千円	482,793 千円
第 3 項	特別利益	1 千円	700 千円	701 千円
支 出				
第 1 款	下水道事業費用	3,894,314 千円	△57,271 千円	3,837,043 千円
第 1 項	営業費用	3,177,731 千円	△38,267 千円	3,139,464 千円
第 2 項	営業外費用	658,149 千円	△22,461 千円	635,688 千円
第 3 項	特別損失	38,434 千円	3,457 千円	41,891 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「665,561 千円」を「671,699 千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「19,786 千円」を「21,857 千円」に、「及び過年度分損益勘定留保資金 645,775 千円」を「減債積立金 9,000 千円及び過年度分損益勘定留保資金 640,842 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入		
第 1 款	資本的収入	1,801,279 千円	△9,058 千円	1,792,221 千円
第 1 項	企業債	876,800 千円	73,600 千円	950,400 千円
第 3 項	出資金	312,479 千円	△82,658 千円	229,821 千円
		支 出		
第 1 款	資本的支出	2,466,840 千円	△2,920 千円	2,463,920 千円
第 1 項	建設改良費	1,328,244 千円	△10,642 千円	1,317,602 千円
第 2 項	企業債償還金	1,112,217 千円	7,721 千円	1,119,938 千円
第 3 項	他会計借入金償還金	12,232 千円	1 千円	12,233 千円

(債務負担行為)

第 5 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に次のとおり追加する。

事 項	期 間	限度額
電算機器等保守管理業務委託	平成 20 年度～平成 21 年度	917 千円
公共下水道台帳作成業務委託	平成 20 年度～平成 21 年度	11,090 千円

(企業債)

第 6 条 予算第 6 条に定めた流域下水道事業債の限度額「102,900 千円」を「114,300 千円」に、下水道事業債（特別措置分）の限度額「506,600 千円」を「470,700 千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	418,274 千円	△24,467 千円	393,807 千円

那覇市上下水道局告示第 4 5 号
平成 2 1 年 3 月 1 7 日
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
374	都設備	宜野湾市真栄原2-25-22	内間 信二	平成21年 3月3日

那覇市上下水道局告示第46号

平成21年3月17日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条2項の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者廃止名簿

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者
116	日章電気工事株式会社	那覇市松尾1-17-14	神里 孝

那覇市上下水道局告示第47号

平成21年3月19日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第16条第2項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

指定(登録)番号 第 213 号
指定工事店名 テクノ総合企画
営業所所在地 那覇市曙2丁目3番21号
与那アパート301
代表者名 川満 雅之
指定の有効期間 平成17年4月 1日
平成22年3月31日
異動年月日 平成21年3月 1日
異動事由 住所の変更

指定(登録)番号 第 331 号
指定工事店名 有限会社 八正土木開発
営業所所在地 八重瀬町字友寄277番地の2
代表者名 船附 吉雄
指定の有効期間 平成19年4月 1日
平成24年3月31日
異動年月日 平成19年10月3日
異動事由 住所の変更

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第4号
平成21年3月16日
公 布 済

那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 西 原 篤 一

那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則

那覇市立小学校及び中学校管理運営規則(平成2年那覇市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(休業日)</p> <p>第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 夏季休業日 7月21日から<u>8月27日</u>まで</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 冬季休業日 12月26日から翌年1月5日まで</p> <p>(7)～(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(教育課程の編成)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 校長は、<u>翌学年度</u>において実施する教育課程を、教育課程編成書(第4号様式、第4号様式の2、第4号様式の2の2、第4号様式の3及び第4号様式の4)により、毎年3月末日までに教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>3 校長は、毎年3月末日までに、<u>現学年度</u>の教育課程実施報告書(第5号様式及び第5号様式の2)を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>第10条 校長は、<u>伝染病</u>にかかっており、<u>かかっている</u>疑いがあり、又はかかるおそれのある児童・生徒があるときは、その保護者に対し、当該児童・生徒の出席停止を命ずることができる。</p> <p>(長期欠席児童・生徒の通知)</p> <p>第13条 校長は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号以下「施行令」という。)第20条の規定に該当する児童・生徒については、長期欠席児童通知書(第10号様式)又は長期欠席生徒通知書(第10号様式)</p>	<p>(休業日)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 夏季休業日 7月21日から<u>8月25日</u>まで</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 冬季休業日 12月26日から翌年1月4日まで</p> <p>(7)～(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(教育課程の編成)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 校長は、<u>翌年度</u>において実施する教育課程を、教育課程編成書(第4号様式、第4号様式の2、第4号様式の2の2、第4号様式の3及び第4号様式の4)により、毎年3月末日までに教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>3 校長は、毎年3月末日までに、<u>現年度</u>の教育課程実施報告書(第5号様式及び第5号様式の2)を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>第10条 校長は、<u>感染症</u>にかかっており、<u>かかっている</u>疑いがあり、又はかかるおそれのある児童・生徒があるときは、その保護者に対し、当該児童・生徒の出席停止を命ずることができる。</p> <p>(長期欠席児童・生徒の通知)</p> <p>第13条 校長は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号以下「施行令」という。)第20条の規定に該当する児童・生徒については、長期欠席児童通知書(第10号様式)又は長期欠席生徒通知書(第</p>

式の2)により速やかに教育委員会に通知しなければならない。

(職員)

第20条 学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭、事務主査、副主査、主任、事務主事、主査、主任主事及び主事を置く。ただし、特別の事情があるときは、教頭、養護教諭、事務主査、副主査、主任、事務主事、主査及び主事を置かないことができる。

2 学校には、前項に定めるもののほか、必要に応じて、助教諭、養護助教諭及び講師を置くことができる。

(校長の職務代理)

第21条 法第37条第8項に規定する教頭が校長の職務を代理し、又はその職務を行う場合は、次の場合とする。

(1) 職務を代理する場合

校長が海外出張、海外旅行、休職又は1カ月以上にわたる病気等で職務を執行することができない場合

(2) 職務を行う場合

校長が死亡、退職、免職又は失職により欠けた場合

2 前項の規定に基づき、教頭が校長の職務を代理し、又は行う場合は、校長又は教頭は、あらかじめ職務代理届出書(第14号様式)により、教育委員会に届け出なければならない。

(校務分掌)

第25条 [略]

2 校長は、前項の規定により校務分掌を定めたときは、毎学年度始めに、その概要を教育委員会に報告しなければならない

10号様式の2)により速やかに教育委員会に通知しなければならない。

(職員)

第20条 学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭、事務主幹、事務主査、副主査、主任、事務主事、主査、主任主事及び主事を置く。ただし、特別の事情があるときは、教頭、養護教諭、事務主幹、事務主査、副主査、主任、事務主事、主査、主任主事及び主事を置かないことができる。

2 学校には、前項に定めるもののほか、必要に応じて、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師その他必要な職員を置くことができる。

(校長の職務代理等)

第21条 法第37条第6項又は8項(法第49条で準用する場合を含む。)に規定する副校長又は教頭が校長の職務を代理し、又はその職務を行う場合は、次のとおりとする。

(1) 職務を代理する場合

校長が海外出張、海外旅行、休職又は1月以上にわたる病気等で職務を執行することができないとき

(2) 職務を行う場合

校長が死亡、退職、免職又は失職により欠けたとき

2 前項の規定に基づき、副校長又は教頭が校長の職務を代理し、又は行う場合は、校長、副校長又は教頭は、あらかじめ職務代理届出書(第14号様式)により、教育委員会に届け出なければならない。

(校務分掌)

第25条 [略]

2 校長は、前項の規定により校務分掌を定めたときは、毎年度始めに、その概要を教育委員会に報告しなければならない

ない。

(教務主任等)

第26条 学校には、教務主任、学年主任、生徒指導主事、保健主事、環境整備主任及び研究主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、学年主任、生徒指導主事、環境整備主任及び研究主任を置かないことができる。

2～7 [略]

(進路指導主事)

第27条 中学校には、進路指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、進路指導主事を置かないことができる。

2 [略]

(任命及び任期)

第28条 前2条に規定する主任等は、当該学校の教諭(保健主事にあつては教諭又は養護教諭)のうちから、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

2 前2条に規定する主任等の任期は、主任等に命じられた日から、当該学年度の末日までとする。

(破損又は亡失の報告等)

第34条 [略]

2 校長は、備品の一部又は全部が破損又は亡失のため、廃棄処分しようとするときは、那覇市教育委員会物品会計事務取扱要綱に従い、廃棄処分承認申請書(第15号様式)により速やかに教育委員会の承認を得なければならない。

(防災計画)

第36条 校長は、消防法(昭和23年法律第186号)第8条の規定に基づき、学校の防火管理者を定め、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)の所定様式により、

い。

(教務主任等)

第26条 学校には、教務主任、学年主任、生徒指導主事、保健主事、環境整備主任及び研究主任を置く。ただし、それぞれが担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、学年主任、生徒指導主事、環境整備主任及び研究主任を置かないことができる。

2～7 [略]

(進路指導主事)

第27条 中学校には、進路指導主事を置く。ただし、進路指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは、進路指導主事を置かないことができる。

2 [略]

(任命及び任期)

第28条 前2条に規定する主任等は、当該学校の指導教諭又は教諭(保健主事にあつては指導教諭、教諭又は養護教諭)のうちから、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

2 前2条に規定する主任等の任期は、主任等に命じられた日から、当該年度の末日までとする。

(破損又は亡失の報告等)

第34条 [略]

2 校長は、備品の一部又は全部が破損又は亡失し、廃棄処分しようとするときは、学校備品管理システム及び図書管理システムにより処理しなければならない。

(防災計画)

第36条 校長は、消防法(昭和23年法律第186号)第8条の規定に基づき、学校の防火管理者を定め、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)の所定様式により、

<p>所轄の消防長に届け出るとともに、教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>2 校長は、<u>毎学年度</u>始めに学校の防火、その他の防災の計画書を作成し、教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(保健安全計画書の提出)</p> <p>第39条 校長は、毎年3月末日までに<u>翌学年度</u>に係る児童・生徒及び職員の保健安全に関する事項について計画を立て学校保健安全計画書(第16号様式)を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(備付表簿)</p> <p>第40条 学校においては、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第<u>15条</u>に規定するもののほか、おおむね次の表簿を備え置かなければならない。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(事務処理)</p> <p>第41条 前条に規定するもののほか、学校における文書処理、公印取扱いその他の事務処理に関し必要な事項は、<u>那覇市立学校文書取扱規程(平成10年那覇市教育委員会教育長訓令第2号)</u>の定めるところによる。</p> <p>[第14号様式 別記] [第15号様式 別記]</p>	<p>所轄の消防長<u>又は消防署長</u>に届け出るとともに、教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>2 校長は、<u>毎年度</u>始めに学校の防火、その他の防災の計画書を作成し、教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(保健安全計画書の提出)</p> <p>第39条 校長は、毎年3月末日までに<u>翌年度</u>に係る児童・生徒及び職員の保健安全に関する事項について計画を立て学校保健安全計画書(第16号様式)を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(備付表簿)</p> <p>第40条 学校においては、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第<u>28条</u>に規定するもののほか、おおむね次の表簿を備え置かなければならない。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(事務処理)</p> <p>第41条 前条に規定するもののほか、学校における文書処理、公印取扱いその他の事務処理に関し必要な事項は、<u>教育長が別に定めるところによる</u>。</p> <p>[第14号様式 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>4 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)の表示に対応する改正後の欄中に当該表の表示がない場合は、当該改正表を削る。</p>	

付 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

第14号様式(第21条関係)

[略]	那覇市立	<u>学校長(教頭)</u>	印
	職 務 代 理 届 出 書		
[略]			

(B5縦長左とじ)

[改正後 別記]

第14号様式(第21条関係)

[略]	那覇市立	<u>学校(職名・氏名)</u>	印
	職 務 代 理 届 出 書		
[略]			

[改正前 別記]

第15号様式(第34条関係)

第 年 月 日 号

那覇市教育委員会様

那覇市立 学校長 印

廃 棄 処 分 承 認 申 請 書

次のとおり備品の $\left(\begin{array}{c} \text{一部} \\ \text{全部} \end{array} \right)$ が $\left(\begin{array}{c} \text{破損} \\ \text{亡失} \end{array} \right)$ したので、廃棄処分を承認くださるよう
申請します。

教科	購 入 年月日	台帳番号	品 名	数量	単価	金額	負担区分	事 由	担当 者印

(B5 縦長左とじ)

那覇市教育委員会規則第 5 号
平成 2 1 年 3 月 1 9 日
公 布 済

那覇市立壺屋焼物博物館の管理運営に関する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 西 原 篤 一

那覇市立壺屋焼物博物館の管理運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市立壺屋焼物博物館条例(平成9年那覇市条例第33号。以下「条例」という。)第16条の規定に基づき、那覇市立壺屋焼物博物館(以下「博物館」という。)の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 博物館の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 博物館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(1) 月曜日

(2) 12月28日から翌年の1月4日までの日

(観覧の手続)

第4条 博物館が展示する焼物及びこれに関する資料を観覧しようとする者は、観覧券(市長の指定する旅行業者の発行する観覧券を含む。)の交付を受け、入室の際、これを係員に提示しなければならない。

(施設の利用の手続)

第5条 条例第5条の規定に基づき博物館の施設の利用許可を受けようとする者は、利用開始日の属する月の6月前の月の初日から利用開始日の5日前までに那覇市立壺屋焼物博物館施設利用許可申請書により教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請を受けたときは、その適否を審査し、利用許可を適当と認めるときは、那覇市立壺屋焼物博物館施設利用許可書を交付するものとする。

(利用許可の変更等)

第6条 前条第2項の利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該利用許可を受けた事項を変更しようとするとき又は利用を取り消そうとするときは、利用開始日の5日前までに那覇市立壺屋焼物博物館施設利用許可変更

(取消)申請書により教育委員会に申請しなければならない。

(利用許可の取消し等)

第7条 教育委員会は、条例第7条第1項の規定に基づき、利用許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止するときは、那覇市立壺屋焼物博物館施設利用許可取消(制限・停止)通知書により利用者に通知するものとする。ただし、やむを得ないと認めるときは、口頭によることができる。

(原状回復等の義務)

第8条 利用者は、施設の利用を終了したとき、又は利用許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に復しなければならない。

2 利用者は、施設の利用期間中展示作品等を自らの責任で管理しなければならない。

(入館者等の遵守事項)

第9条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けずに展示資料に触れたり、撮影又は模写しないこと。
- (2) 展示品の近くでインク、墨汁等を使用しないこと。
- (3) 喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物類を携帯しないこと。
- (5) 許可を受けずに物品の展示又は販売をしないこと。
- (6) その他係員の指示すること。

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設の利用に当たっては、善良な管理者の注意をもって管理すること。
- (2) 利用する施設の入場者の整理、警備等を行うこと。
- (3) 施設を利用目的以外に利用しないこと。
- (4) 火災、盗難その他の事故の防止に留意すること。
- (5) その他館長の指示すること。

(損傷等の届出)

第11条 入館者及び利用者は、博物館の施設、設備又は展示資料を損傷し、又は滅失したときは、那覇市立壺屋焼物博物館損傷・滅失届を教育委員会に提出しなければならない。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、博物館の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 那覇市立壺屋焼物博物館条例施行規則(平成10年那覇市教育委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。
- 3 この規則施行の際、現に旧規則の規定により使用許可を受けたものは、この規則の相当規定により利用許可を受けたものとみなす。

教育委員会教育長訓令

那覇市教育委員会教育長訓令第2号
平成21年3月16日
施 行 済

那覇市教育委員会局議規程及び那覇市教育委員会課長連絡会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会
教育長 桃 原 致 上

那覇市教育委員会局議規程及び那覇市教育委員会課長連絡会規程の一部を改正する訓令

(那覇市教育委員会局議規程の一部改正)

第1条 那覇市教育委員会局議規程(昭和61年那覇市教育委員会教育長訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この<u>規程</u>は、那覇市教育委員会の組織等に関する規則(平成15年那覇市教育委員会規則第1号)第14条に規定する局議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 局議は、教育長、<u>部長及び副部長</u>で構成する。<u>ただし、付議事項が、幼稚園についてのものであるとき及び幼稚園に関連するものを含むものであるときは、こどもみらい部長及びこどもみらい部副部長を加えるものとする。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第4条 局議は、教育長が主宰する。ただし、教育長に事故があるとき又は教育長が欠けたときは、生涯学習部長が、生涯学習部長に事故があるとき又は生涯学習部長が欠けたときは、<u>他の部長</u>が代理する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この<u>訓令</u>は、那覇市教育委員会の組織等に関する規則(平成15年那覇市教育委員会規則第1号)第14条に規定する局議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 局議は、教育長、<u>生涯学習部長、学校教育部長、生涯学習部副部長及び学校教育部副部長</u>で構成する。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、付議事項が那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成18年那覇市教育委員会規則第4号)に基づき補助執行させる事務に関するものであるときは、当該事務を所管する市長事務部局の部長及び副部長を加えるものとする。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第4条 局議は、教育長が主宰する。ただし、教育長に事故があるとき又は教育長が欠けたときは、生涯学習部長が、生涯学習部長に事故があるとき又は生涯学習部長が欠けたときは、<u>学校教育部長</u>が代理する。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

(那覇市教育委員会課長連絡会規程の一部改正)

第2条 那覇市教育委員会課長連絡会規程(昭和61年那覇市教育委員会教育長訓令第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 教育委員会事務局各課及び各教育機関(幼稚園、<u>小学校及び中学校</u>を除く。)相互の連絡、報告を密にし、もって教育長の職務の円滑かつ適正な執行を確保するため、課長連絡会を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 教育委員会事務局各課及び各教育機関(幼稚園、<u>小学校、中学校及び博物館</u>を除く。)相互の連絡、報告を密にし、もって教育長の職務の円滑かつ適正な執行を確保するため、課長連絡会を置く。</p>
<p>備考 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

付 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会教育長訓令第3号
平成 2 1 年 3 月 1 6 日
施 行 済

那覇市立学校文書取扱規程を次のように定める。

那覇市教育委員会
教育長 桃 原 致 上

那覇市立学校文書取扱規程

那覇市立学校文書取扱規程(平成10年那覇市教育委員会教育長訓令第2号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条―第9条)
- 第2章 文書の收受及び配布(第10条)
- 第3章 文書の処理(第11条―第17条)
- 第4章 文書の施行(第18条―第22条)
- 第5章 文書の整理、保管、保存及び廃棄(第23条―第34条)
- 第6章 補則(第35条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、那覇市立小学校及び中学校(以下「学校」という。)における文書の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文書 職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真等であつて、職員が組織的に用いるものとして学校が保有しているものをいう。
- (2) ファイリング・システム 文書を系統的に整理し、保管し、保存し、及び廃棄するシステムをいう。
- (3) 学校グループウェア 那覇市教育用ネットワークを利用し、文書、電子メール等を送受信するシステムをいう。
- (4) 起案文書 事案の決定のための案を記載した文書をいう。
- (5) 完結文書 事案の処理が完結した文書をいう。
- (6) 対内文書 教育委員会その他の市の組織内部相互において收受し、又は施行する文書をいう。
- (7) 対外文書 対内文書以外の文書をいう。

- (8) 保管 文書を校長室、職員室、事務室等のキャビネットその他の用具に収納しておくことをいう。
- (9) 保存 保管を終えた文書を、定められた期間書庫等に整理収納することをいう。
- (10) 移替え キャビネット等の現年度の文書の保管場所に収納している文書を、年度にかかわらず常時使用する文書(以下「常用文書」という。)を除き、前年度の文書の保管場所に移すことをいう。
- (11) 置換え キャビネット等の前年度の文書の保管場所に収納している文書のうち保存年限が1年のものを除き、書庫等に移すことをいう。

(文書主義)

第3条 事務の処理は、文書によることを原則とする。

(文書取扱いの原則)

第4条 文書は、正確、迅速、丁寧に取り扱い、常にその処理経過を明らかにし、事務が適正かつ能率的に行われるように処理しなければならない。

2 文書は、別に定める場合を除き、校長の承認を受けなければ校外に持ち出し、又は関係者以外の者に閲覧等をさせてはならない。

(文書作成の原則)

第5条 文書の作成に当たっては、那覇市教育委員会の文書の取扱いに関する諸規定のほか、常用漢字表(昭和56年内閣告示第1号)、現代仮名遣い(昭和61年内閣告示第1号)、送り仮名の付け方(昭和48年内閣告示第2号)及び外来語の表記(平成3年内閣告示第2号)により、平易、簡潔かつ正確に表現するように努めなければならない。

(校長の職務)

第6条 校長は、その学校における文書事務を統括管理する。

(文書取扱責任者)

第7条 文書事務を円滑かつ適正に処理するため、文書取扱責任者を置き、校長が指名する職員をもって充てる。

(文書取扱責任者の職務)

第8条 文書取扱責任者は、校長の命を受け、学校における次に掲げる事務を処理する。

- (1) 文書の收受、配布及び発送に関すること。
- (2) 文書事務の処理促進に関すること。
- (3) 文書事務の指導及び改善に関すること。
- (4) ファイリング・システムに関すること。
- (5) その他文書の処理に関すること。

(帳票の種類)

第9条 文書の取扱いに要する主な帳票は、次のとおりとする。

- (1) 起案用紙
- (2) 文書収発簿
- (3) 書留文書・金品配布簿
- (4) 文書借覧簿
- (5) ファイル基準表

第2章 文書の收受及び配布

(文書の收受及び配布)

第10条 学校に到達した文書を收受したときは、次の方法により処理しなければならない。

- (1) 文書は、收受印を押印の上、文書収発簿に記載し、校長及び文書取扱責任者の閲覧を受けた後、文書取扱責任者の指示により処理する。ただし、新聞、雑誌、冊子その他文書取扱責任者が必要がないと認めるものについては、收受印の押印又は文書収発簿への記載を省略することができる。
- (2) 親展文書は、名あて人に配布する。この場合において、名あて人が閲覧後、前号による処理をする必要があると認めるときは、直ちに文書取扱責任者に返付しなければならない。
- (3) 学校グループウェアで送信された添付文書は、紙に印刷し第1号の規定により処理する。ただし、回答、報告等を要しない軽易な文書については、この限りでない。
- (4) 書留郵便物又は現金、有価証券物品等を添付した文書は、收受印を押印して書留文書・金品配布簿に記載し、受領印又は署名を徴し配布する。

第3章 文書の処理

(文書処理の原則)

第11条 文書取扱責任者は、文書の配布に際して、担当職員にその処理方針及び処理期限を示して、速やかに処理させなければならない。

(起案)

第12条 文書の起案は、起案用紙を用いなければならない。ただし、軽易な文書については、当該文書の余白に必要な事項を記載して処理することができる。

2 前項の規定にかかわらず、法令その他で定められた様式がある場合は、当該様式により処理するものとする。

(起案文書の作成要領)

第13条 起案文書は、次に掲げるところにより作成しなければならない。

- (1) 起案文書は、原則として1事案につき1起案として作成すること。ただし、同一事案に属し密接な関連を持つ事案は、一括して起案することができる。
- (2) 起案文書には、起案の理由、事案の経過及び本文を簡潔に記述し、関係規定その他参考となる事項を付記し、かつ、関係書類及び参考資料を添付すること。ただし、事案が定例又は軽易なものについては、起案の理由及び事案の経過を省略することができる。
- (3) 急を要するものは、取扱上の注意欄に「急」と朱書すること。
- (4) 秘密を要するものは、取扱上の注意欄に「秘」と朱書し、封筒に入れる等適切な処置を講ずること。

(回議)

第14条 起案文書は、関係職員、教頭、副校長、校長の順に回議しなければならない。ただし、副校長の権限に属する事案は、副校長が決裁するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、秘密又は緊急を要する文書は、校長の指示を受けて処理する。

(文書の審査)

第15条 起案文書は、次に掲げる事項について文書取扱責任者の審査を受けなければならない。

- (1) 法令等の適合性
- (2) 起案様式、協議先の適否
- (3) 決裁区分、保存年限等
- (4) 文体、用字、用語等

(5) その他必要な事項

(代決)

第16条 回議を受けた文書を代決したときは、代決者として押印した押印欄に「代」と表示し、速やかに校長の閲覧に供さなければならない。

(未処理文書の調査)

第17条 文書取扱責任者は、文書収発簿に記載された文書で、記載後1月を過ぎてもなお未処理のものについて調査し、担当職員に速やかに処理するよう指示しなければならない。

第4章 文書の施行

(文書の浄書)

第18条 決裁を受けた文書で浄書を要するものは、起案者が浄書するものとする。

2 決裁文書と浄書した文書の照合は、確実に行わなければならない。

(文書の発信者名)

第19条 文書の発信者名は、学校名又は校長名を用いる。

(文書の記号及び番号)

第20条 対外文書には、文書の記号及び番号を付さなければならない。

2 文書の記号は、別表に定めるところによるものとし、番号は、文書収発簿の番号を用いる。

3 番号は、会計年度ごとの収発一連の番号とする。

4 同一事案に属する文書は、当該事案が完結するまで同一番号を用いる。ただし、年度内に完結しない事案については、翌年度における当該事案に関する最初の文書の施行又は収受の際、新たに番号を付し、前年度の番号を文書収発簿の処理欄に記載するものとする。

5 対内文書には、文書の記号及び番号を付さない。

(公印及び契印の押印)

第21条 浄書した対外文書には、那覇市教育委員会公印規則(昭和47年那覇市教育委員会規則第6号)の定めるところにより公印を押印し、契印で原議書と割印しなければならない。ただし軽易な文書については、公印又は契印を省略することができる。

2 契約書その他とじ替えを禁ずる文書には、そのとじ目に当該文書に使用した公印

で割印しなければならない。

- 3 卒業証書その他学校教育上重要な証明書には、その台帳と合わせて、契印で割印しなければならない。
- 4 対内文書には、公印を押印しない。ただし、重要文書で必要があると認める場合は、公印の押印又は契印の割印をすることができる。

(文書の発送)

第22条 文書の発送は、起案者が行うものとする。

- 2 文書を発送しようとするときは、文書収発簿に必要事項を記載しなければならない。
- 3 学校グループウェアにより到達した文書に対する回答、報告等は、原則として、公印を押印するものを除き学校グループウェアを用いて発送するものとする。

第5章 文書の整理、保管、保存及び廃棄

(文書の整理)

第23条 文書は、常に整然と分類して整理し、必要なときに直ちに取り出せるように保管し、又は保存しておかなければならない。

- 2 文書の分類、整理等は、ファイリング・システムにより行うものとする。
- 3 文書の保管又は保存に当たっては、常に紛失、火災、盗難等に対する予防の措置をとるとともに、重要な文書については、非常災害に際しいつでも持ち出せるように、あらかじめ準備しておかなければならない。

(文書の保管)

第24条 文書は、フォルダーに入れてキャビネットの所定の位置に収納するものとする。ただし、キャビネットに収納することが不適当な文書は、その他の用具を使用することができる。

- 2 文書は、執務中を除いては、自己の手元に置いてはならない。
- 3 未完結文書は、担当職員別の懸案フォルダーに収め、所定の位置に保管しなければならない。
- 4 秘密文書については、特定の場所に施錠して保管しなければならない。

(文書の移替え)

第25条 文書取扱責任者は、毎年4月末日までに、前年度において完結した保管文書を所定の場所に移し替えるものとする。

2 常用文書は、移替えを行わないことができる。この場合において、常用文書を収納するフォルダ一名記載欄に、「常」の表示をするものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、文書取扱責任者が特に必要と認める場合は、継続保管、その他の方法で保管することができる。

(ファイル基準表)

第26条 文書取扱責任者は、毎年4月末日までに、前年度の保管文書についてファイル基準表を作成し、保管しなければならない。

2 文書取扱責任者は、文書を移替え、置換え、廃棄等したときは、当該年度のファイル基準表に、その旨を記録しなければならない。

(保管期間)

第27条 完結した文書の保管期間は、原則として完結した日の属する年度の翌年度の3月31日(暦年により整理したものは、完結した日の属する年の翌年の12月31日)までとする。

(保管文書の置換え)

第28条 文書取扱責任者は、保管を終えた文書を毎年5月末日までに、書庫その他適当な場所に置き換えなければならない。ただし、文書取扱責任者が特に事務室等で保管する必要があると認める文書については、置換えをしないことができる。

(文書の保存年限)

第29条 文書の保存年限は、法令等に特別の定めがあるもののほか、次のとおりとする。

永年 10年 5年 3年 1年

2 前項の規定による保存年限及び文書分類の基準は、別に定める。

(保存年限の決定)

第30条 起案者は、文書の保存年限の記載に際しては、法令等の定め、文書の効力、重要度、利用度、資料価値等を考慮するものとする。

2 前項の保存年限は、決裁により確定する。

3 文書取扱責任者は、前項の規定により決定された文書の保存年限をファイル基準表に正確に記載しなければならない。

(保存年限の始期)

第31条 文書の保存年限は、その文書が完結した日の属する年度の翌年度の4月1日

から起算する。ただし、暦年により整理したものは、その完結した日の属する年の翌年の1月1日から起算する。

（文書保存の方法）

第32条 文書の保存は、文書保存箱によって行わなければならない。ただし、文書取扱責任者が別の方法によることを必要と認めるときは、この限りでない。

（保存文書の借覧）

第33条 保存文書を借覧しようとする職員は、文書借覧簿に必要事項を記入し、重要文書については校長、軽易な文書については文書取扱責任者の承認を受けなければならない。ただし、借覧期間中であっても、校長又は文書取扱責任者から返還を求められたときは、直ちに返還しなければならない。

（文書の廃棄）

第34条 ファイル基準表に記載された保存年限を満了した文書は、廃棄する。ただし、校長が延長保存を適当と認める文書については、この限りでない。

2 廃棄の方法は、原則として溶解処理で行うものとする。ただし、当該文書の内容に応じ、焼却又は裁断の方法により処理できるものとする。

第6章 補則

（補則）

第35条 この訓令に定めるもののほか、学校における文書の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

別表(第20条関係)

区分	小学校	中学校
記号	那〇〇〇小	那〇〇〇中

備考 表中「〇〇〇」は、那覇市立学校設置条例(昭和47年那覇市条例第58号)別表第1及び別表第2に規定する小学校又は中学校の名称(ただし、これらの規定中「那覇市立」並びに「小学校」及び「中学校」の文字を除く。)によるものとする。

那覇市教育委員会教育長訓令第4号
平成21年3月18日
施 行 済

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会
教育長 桃 原 致 上

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程(平成3年那覇市教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この<u>規程</u>は、別に定めるもののほか、<u>教育委員会教育長(以下「教育長」という。)</u>の権限に属する事務を迅速に処理し、事務能率の向上を期し、かつ、内部的責任の範囲を明らかにするため、事務決裁について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この<u>規程</u>において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 課長 規則第19条第1項に規定する課長級の職位のもの(担当副参事及び副参事を除く。)並びに<u>那覇市立幼稚園、小学校及び中学校(以下「学校」という。)</u>の長をいう。</p> <p>(4) 担当副参事等 規則第19条第1項に規定する担当副参事及び副参事をいう。</p> <p>(5)～(6) [略]</p> <p>(7) 専決 部長以下の職員が、この<u>規程</u>に定める範囲に属する事務について決裁することをいう。</p> <p>(8)～(9) [略]</p> <p>(10) 不在 教育長若しくは専決者又は決定者が、出張、病気その他の理由により、又は欠けたことにより、決裁又は決定することができない状態をいう。</p> <p>(専決者の心得)</p> <p>第3条 事務の決裁に当たっては、常によく上司の意思を体して、いやしくも専決</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この<u>訓令</u>は、別に定めるもののほか、<u>教育長の権限に属する事務</u>を迅速に処理し、事務能率の向上を期し、かつ、内部的責任の範囲を明らかにするため、事務決裁について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この<u>訓令</u>において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 課長 規則第19条第1項に規定する課長級の職位のもの(担当副参事及び副参事を除く。)並びに<u>那覇市立小学校及び中学校(以下「学校」という。)</u>の長をいう。</p> <p>(4) 担当副参事等 規則第19条第1項に規定する担当副参事及び副参事<u>並びに学校の副校長</u>をいう。</p> <p>(5)～(6) [略]</p> <p>(7) 専決 部長以下の職員が、この<u>訓令</u>に定める範囲に属する事務について決裁することをいう。</p> <p>(8)～(9) [略]</p> <p>(10) 不在 教育長若しくは専決者又は決定者が、出張、病気その他の理由又は欠けたことにより、決裁又は決定することができない状態をいう。</p> <p>(専決者の心得)</p> <p>第3条 事務の決裁に当たっては、常によく上司の意思を体して、いやしくも専決</p>

<p>制度の趣旨を誤って専断に陥ることなく、適切、公正、かつ、迅速に事務を処理しなければならない。</p> <p>(専決の特例)</p> <p>第6条 この<u>規程</u>により専決できる事項であっても、次に掲げる事項については、上司の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第1(第5条関係)</p> <p>事務決裁基準表</p> <p>教育長決裁基準</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>部長決裁基準</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>副部長決裁基準 [略]</p> <p>課長決裁基準</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>主幹等決裁基準 [略]</p> <p>[別表第2 別記]</p> <p>[別表第3 別記]</p> <p>[別表第4 別記]</p>	<p>制度の趣旨を誤って専断に陥ることなく、適切、公正かつ迅速に事務を処理しなければならない。</p> <p>(専決の特例)</p> <p>第6条 この<u>訓令</u>により専決できる事項であっても、次に掲げる事項については、上司の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第1(第5条関係)</p> <p>事務決裁基準表</p> <p>教育長決裁基準</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p><u>(10) 重要な要綱の制定及び改廃に関すること。</u></p> <p>部長決裁基準</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 要綱の制定及び改廃に関すること。</u></p> <p>副部長決裁基準 [略]</p> <p>課長決裁基準</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 要領の制定及び改廃に関すること。</u></p> <p>主幹等決裁基準 [略]</p> <p>[別表第2 別記]</p> <p>[別表第3 別記]</p> <p>[別表第4 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。</p>	

5 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。

付 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第2(第4条関係)

共通決裁事項

事項	区分	決裁者
人事に関する事項	市費負担職員(臨時職員を含む。以下同じ。)の年次有給休暇、5日未満の私傷病休暇、生理休暇、妊婦母体保護休暇、妊婦健康診査休暇、育児休暇、結婚休暇、出産補助休暇、予防接種休暇、夏期休暇、忌引休暇、子看護休暇並びにその他休暇及び職務専念義務の免除で生涯学習部長があらかじめその範囲等を示して指定するもの並びに県費負担教職員の沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年沖縄県条例第43号)に規定する休暇及び職務専念義務の免除の承認に関すること。	[略]
	[略]	担当副参事等及び主幹等以下(学校に勤務する職員のうち校長の3日以内及びその他の職員の7日以内) 課長
[略]		

[改正後 別記]

別表第2(第4条関係)

共通決裁事項

事項	区分	決裁者
人事に関する事項	市費負担職員(臨時職員を含む。以下同じ。)の年次有給休暇、5日未満の私傷病休暇、生理休暇、妊婦母体保護休暇、妊婦健康診査休暇、育児休暇、結婚休暇、出産補助休暇、予防接種休暇、夏期休暇、忌引休暇、子看護休暇並びにその他休暇及び職務専念義務の免除で生涯学習部長があらかじめその範囲等を示して指定するもの並びに県費負担教職員の沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年沖縄県条例第43号)に規定する休暇及び職務専念義務の免除の承認に関すること。	[略]
	[略]	担当副参事等及び主幹等以下(学校に勤務する職員のうち校長の3日以内及びその他の職員の7日以内) 課長
[略]		

[改正前 別記]

別表第3(第4条関係)

事務局個別決裁事項

所属	事項	決裁者	
[略]			
市民スポーツ課	[略]		
文化財課	[略]		
施設管理課	[略]		
学校教育課	[略]		
	県費負担教職員に係る育児休業内申に関する事	[略]	
	県費負担教職員に係る休職及び復職内申に関する事	校長及び教頭	[略]
		[略]	
	県費負担教職員の履歴事項の変更に関する事	[略]	
	[略]		
	学校の環境衛生及び保健衛生の調査に関する事	[略]	
	児童及び生徒の災害事故及び伝染病の報告に関する事	[略]	
	学校保健及び学校衛生に係る事項の処理に関する事	[略]	
日本体育・学校健康センターに係る事項の処理に関する事	[略]		
総合青少年課	[略]		
[略]			

[改正後 別記]

別表第3(第4条関係)

事務局個別決裁事項

所属	事項	決裁者	
[略]			
市民スポーツ課	[略]		
高校総体推進室	全国高等学校体育大会に関する事	重要	部長
		軽易	課長
文化財課	[略]		
施設管理課	[略]		
学校教育課	[略]		

	県費負担教職員に係る育児休業内申に関する事	[略]
	県費負担教職員に係る休職及び復職内申に関する事	校長、副校長及び教頭 [略]
	県費負担教職員の履歴事項の変更に関する事	[略]
	[略]	
	学校の環境衛生及び保健衛生の調査に関する事	[略]
	児童及び生徒の災害事故及び感染症の報告に関する事	[略]
	学校保健及び学校衛生に係る事項の処理に関する事	[略]
	日本スポーツ振興センターに係る事項の処理に関する事	[略]
総合青少年課	[略]	
[略]		

[改正前 別記]

別表第4(第4条関係)

教育機関個別決裁事項

教育機関	事項	決裁者	
[略]			
図書館	[略]		
博物館	施設の使用許可に関する事	課長	
	展覧会、講演会、講習会等の企画、運営及び実施に関する事	重要	部長
		軽易	課長
	博物館関係団体との調整並びに資料の収集、作成及び配布に関する事	課長	
	資料の寄託受入れ及び返却に関する事	課長	
	資料の貸出しに関する事	重要	部長
		軽易	課長
館報等に関する事	課長		
教育研究所	[略]		
学校給食センター	[略]		
幼稚園	文書の保存及び保存文書の廃棄に関する事	課長	
	別表第2の共通決裁事項に掲げ	主任教諭の3日を超え	課長

	<u>るもののうち、幼稚園の職員の 休暇の承認に関すること。</u>	<u>るもの及び教諭の7日 を超えるもの</u>	
		<u>主任教諭の3日以内及 び教諭の7日以内</u>	主幹等
	<u>非常勤職員の休暇の承認に関すること。</u>		主幹等
	<u>職員の国内出張命令の承認に 関すること。</u>	<u>主任教諭の3日を超え るもの及び教諭の7日 を超えるもの</u>	課長
		<u>主任教諭の3日以内及 び教諭の7日以内</u>	主幹等
	<u>職員の研修に関すること。</u>		主幹等
	<u>入園、退園、転園及び休園に関すること。</u>		主幹等
	<u>出席簿の作成に関すること。</u>		主幹等
	<u>園児の健康診断の実施に関すること。</u>		主幹等
	<u>防災計画に関すること。</u>		主幹等
	<u>入園料及び保育料の収納に関すること。</u>		主幹等
	<u>物品購入に関すること。</u>	30万円以上50万円未満	課長
		30万円未満	主幹等
<u>その他の定例的な幼稚園事務 に関すること。</u>	重要	課長	
	軽易	主幹等	
<u>小学校及び中 学 校</u>	[略]		

[改正後 別記]

別表第4(第4条関係)

教育機関個別決裁事項

教育機関	事項	決裁者
[略]		
図書館	[略]	
教育研究所	[略]	
学校給食センター	[略]	
学校	[略]	